

第3章 環境の現状

I 環境基準適合状況

II 各監視項目の状況

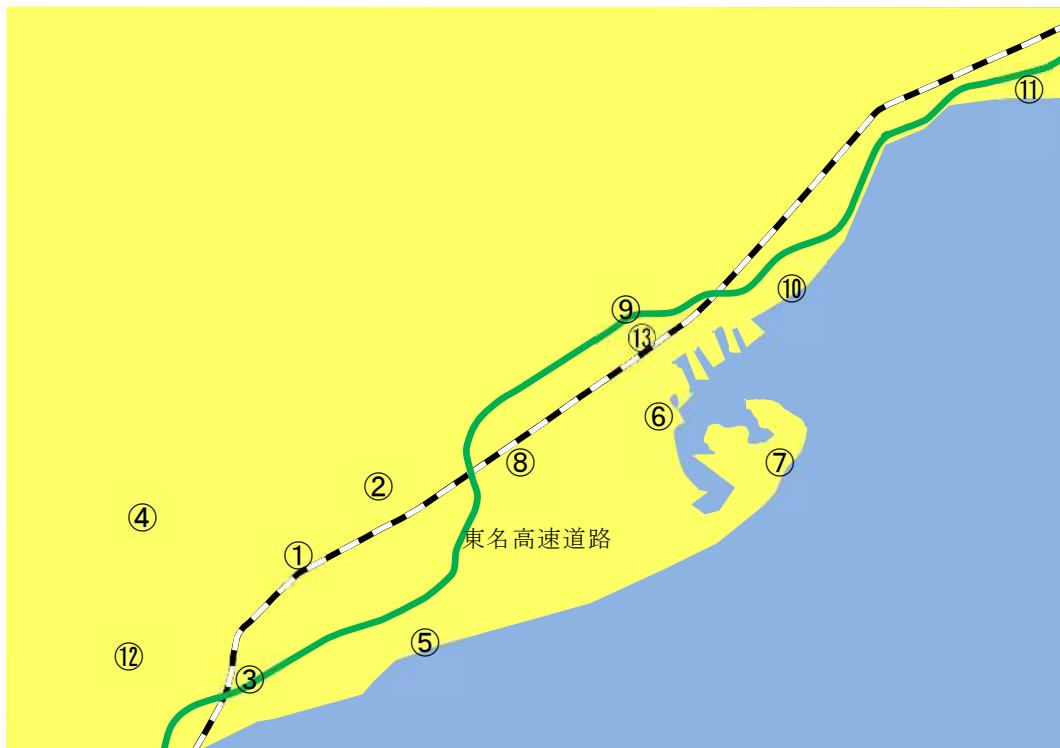
I 環境基準適合状況

1 大気環境基準達成状況

大気環境の測定地点及び環境基準の達成状況は次のとおりです。

(詳細は 3 - 8 ~ 26 ページ参照)

[図 3 - 1] 大気汚染常時監視測定局等配置図



区分	No.	測定局名	住所
一般環境大気測定局	①	常磐公園	葵区常磐町三丁目 1-1
	②	千代田小学校	葵区沓谷五丁目 47-1
	③	長田南中学校	駿河区みずほ三丁目 9-1
	④	服織小学校	葵区羽鳥六丁目 9-1
	⑤	南中学校	駿河区宮竹二丁目 11-1
	⑥	清水区役所	清水区旭町 6-8
	⑦	清水三保第一小学校	清水区三保 1069-1
	⑧	清水第七中学校	清水区草薙三丁目 9-20
	⑨	清水庵原中学校	清水区原 245
	⑩	清水興津北公園	清水区興津中町 1288
	⑪	蒲原(※)	清水区蒲原新田二丁目 2319-1
	⑫	自排丸子	駿河区丸子 5491-2
	⑬	自排神明	清水区庵原町 97-2
自動車排出ガス測定局			

※平成 26 年度までは元蒲原支所。局舎改築に伴い、平成 27 年度に局名変更

[表 3－1] 大気環境基準（※1）等の達成状況

項目（※2）	達成状況	測定地点
二酸化硫黄	○	一般環境大気測定期局 5 地点 (常磐公園、清水区役所、清水三保第一小学校、清水興津北公園、蒲原) 自動車排出ガス測定期局 1 地点 (自排神明)
二酸化窒素	○	一般環境大気測定期局 9 地点 (常磐公園、千代田小学校、長田南中学校、服織小学校、清水区役所、清水三保第一小学校、清水庵原中学校、清水興津北公園、蒲原) 自動車排出ガス測定期局全地点 (自排丸子、自排神明)
光化学オキシダント	×	一般環境大気測定期局全地点 (常磐公園、千代田小学校、長田南中学校、服織小学校、南中学校、清水区役所、清水三保第一小学校、清水第七中学校、清水庵原中学校、清水興津北公園、蒲原)
浮遊粒子状物質	△	一般環境大気測定期局 9 地点 (常磐公園、千代田小学校、長田南中学校、服織小学校、清水区役所、清水三保第一小学校、清水庵原中学校、清水興津北公園、蒲原) 自動車排出ガス測定期局全地点 (自排丸子、自排神明)
微小粒子状物質	○	一般環境大気測定期局 8 地点 (常磐公園、千代田小学校、長田南中学校、服織小学校、清水三保第一小学校、清水庵原中学校、清水興津北公園、蒲原) 自動車排出ガス測定期局 1 地点 (自排丸子)
一酸化炭素	○	一般環境大気測定期局 1 地点 (蒲原) 自動車排出ガス測定期局全地点 (自排丸子、自排神明)

項目(※2)	達成状況	測定地点
非メタン炭化水素(※3)	△	一般環境大気測定局 3 地点 (常磐公園、清水区役所、蒲原) 自動車排出ガス測定局全地点 (自排丸子、自排神明)
ベンゼン	○	一般環境大気測定局 5 地点
トリクロロエチレン	○	(常磐公園、長田南中学校、服織小学校、清水三保第一小学校、蒲原)
テトラクロロエチレン	○	自動車排出ガス測定局 1 地点
ジクロロメタン	○	(自排神明)
ダイオキシン類	○	静岡市役所静岡庁舎 一般環境大気測定局 5 地点 (長田南中学校、服織小学校、清水三保第一小学校、 清水第七中学校、蒲原)

○：全測定地点で環境基準に適合

△：一部の測定地点で環境基準に不適合

×：全測定地点で環境基準に不適合

※1：大気汚染に係る環境基準については、付-1 ページ参照。

※2：二酸化硫黄などの大気汚染物質等については、用語集付-22, 23 ページ参照。

※3：非メタン炭化水素は、大気環境指針値に対する評価。

大気環境に係る環境基準の達成状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び一酸化炭素については長期的評価を行い、光化学オキシダントについては短期的評価で行いました。

2 水質環境基準達成状況

公共用水域及び地下水調査における調査地点並びに環境基準の達成状況は次のとおりです。(詳細は3-27~39ページ参照)

[図3-2] 公共用水域環境基準点等地点図



【凡例】

《県計画河川調査》

No.	地点名		類型等 ^{※1}
①	静岡水域	安倍川 曙橋	AA
②		安倍川橋	AA
③		藁科川 牧ヶ谷橋	AA
④		浜川 浜川新橋	A
⑤		丸子川 ぺったん橋	C
⑥		小坂川 150号新小坂川橋	—
⑦	奥駿河湾水域	区境巴川橋	C
⑧		巴大橋 (C)	(C)
⑨		港橋	C
⑩		興津川 浦安橋	B
⑪	庵原川	八幡橋	AA
⑫		庵原川橋	—
⑬		由比川 末端	—
⑭	由比川	入山橋	—

《県計画海域調査》

No.	地点名	類型等
ア	西駿河湾水域	石部沖
イ		高松沖
ウ		久能沖
エ		用宗漁港港中央
オ	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖

《(開設前)水浴場調査^{※2}》

No.	地点名	類型等
A	用宗海岸海水浴場	AA
B	三保内浜海水浴場	B
C	三保真崎海水浴場	A

※1 「(C)」は環境基準補助地点であることを、「—」は環境基準が設定されていないことを示す。

※2 水浴場については、環境基準(付-2、3ページ参照)のほか水浴場等水質判定基準(付-6ページ参照)により水質判定される。

[図 3－3] 地下水調査地点図



【凡　例】

No.	調査項目	
●	環境モニタリング調査	
あ		駿河区新川地区
い	定点モニタリング調査 汚染追跡調査	葵区古庄地区
う		清水区七ツ新屋地区
え		清水区三保地区

※ 上記の調査地点の位置は、実際の汚染地区と必ずしも一致しない。

[表3-2] 水質環境基準等の達成状況

『BOD又はCODの達成状況』

分類	調査名	調査項目	達成状況	測定点
公共用 水域	県計画河川調査	BOD	○	9河川 11地点 ^{*1}
	県計画海域調査	COD	○	2海域 5地点

*1 9河川14地点のうち、2河川（安倍川及び藁科川）3地点は、国土交通省が調査を実施。
また、3河川（小坂川、庵原川、由比川）4地点には環境基準類型の指定がされていない。

『その他の項目の達成状況』

分類	調査名	達成状況	測定点	超過内容等
公共用 水域	県計画河川調査	○	9河川 10地点 ^{*1}	
	県計画海域調査	○	2海域 5地点	
	清流保全調査 ^{*2}	○	3河川 3地点	
	水浴場調査 ^{*3}	—	3水浴場 4地点	
地下水	環境モニタリング	○	4地点	
	定点モニタリング	△	4地区 10地点	葵区古庄地区（砒素）、清水区三保地区（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）
	汚染追跡調査	△	3地区 21地点	駿河区新川地区（テトラクロロエチレン）、 清水区三保地区（四塩化炭素）
ダイオキシン類	ダイオキシン類調査 河川（水質・底質）、 海域（水質・底質）、 地下水、土壤	○	6河川 7地点 2海域 2地点 地下水 4地点 土壤 4地点	

○：全地点で全項目の環境基準等を達成、

△：一部地点又は一部項目が環境基準等を超過

*1 9河川14地点のうち、2河川（安倍川及び藁科川）3地点は、国土交通省が調査を実施。

また、由比川入山橋について、健康項目の調査は県計画に記載されていない。

*2 静岡市清流条例に基づく水質調査（安倍川曙橋、藁科川牧ヶ谷橋及び興津川八幡橋におけるTOC調査）。

*3 水浴場には、水浴場等水質判定基準（付-6ページ参照）が適用される。

なお、測定項目等水質汚濁物質については、用語集付-19～21ページ参照。

3 騒音環境基準達成状況

騒音に係る環境基準の達成状況は次のとおりです。
(詳細は 3-40~43 ページ参照)

[表 3-3] 騒音環境基準の達成状況

分類	調査対象数	環境基準達成数	達成率
環境騒音 (一般地域：道路に面する地域以外)	10 地点	9 地点	90%
自動車騒音面的評価 (道路に面する地域)	62,460 戸	61,475 戸	98.4%
新幹線鉄道騒音	22 地点	17 地点	77.3%

II 各監視項目の状況

1 大気汚染の状況

(1) 概況

大気汚染は、工場等から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんや、自動車から排出される窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素などの一次汚染物質と、光化学反応によって一次汚染物質から生成される光化学オキシダントなどの二次汚染物質により引き起こされます。このうち、二酸化硫黄、二酸化窒素等の5物質、ベンゼン等の有害大気汚染物質4物質、微小粒子状物質（PM2.5）及びダイオキシン類には環境基準が定められています。

本市では、一般環境大気測定期局11局と自動車排出ガス測定期局2局により大気汚染の常時監視を実施しています。令和6年度は、浮遊粒子状物質が1地点で、光化学オキシダントが全測定期局で環境基準を達成していませんが、その他の項目は全測定期局で環境基準を達成しました。非メタン炭化水素については3地点で指針値を達成ませんでした。

また、人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質としてベンゼン等22物質の調査を実施しましたが、全て環境基準又は指針値を達成しています。

(2) 大気環境調査の概要

次のとおりです。

[表3-4] 大気汚染調査の項目別概要

調査名	調査概要
常時監視	
一般環境大気	大気汚染防止法第22条に基づき、市内11か所に一般環境大気測定期局を配置し（[図3-1]参照）、二酸化硫黄等の大気汚染物質濃度と風向風速を連続測定しました。
自動車排出ガス	大気汚染防止法第20条に基づき、市内2か所に自動車排出ガス測定期局を配置し（[図3-1]参照）、二酸化窒素等の大気汚染物質濃度と風向風速を連続測定しました。

(表3-4の続き)

調査名	調査概要
有害大気汚染物質	
揮発性有機化合物	有害大気汚染物質のうち揮発性有機化合物について市内6か所（常磐公園、長田南中学校、服織小学校、清水三保第一小学校、蒲原、自排神明）で年12回調査を実施しました。
ダイオキシン類	市内6か所（静岡市役所静岡庁舎、長田南中学校、服織小学校、清水三保第一小学校、清水第七中学校、蒲原）で年2回ダイオキシン類調査を実施しました。
その他	その他有害大気汚染物質として、クロム等の重金属類、ベンゾ(a)ピレン及び酸化エチレンについては市内4か所（長田南中学校、服織小学校、清水三保第一小学校、蒲原）で年12回調査を実施しました。 また、水銀及びアルデヒド類は市内6か所（常磐公園、長田南中学校、服織小学校、清水三保第一小学校、蒲原、自排神明）で年12回調査を実施しました。
微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析	微小粒子状物質(PM2.5)について市内1か所（服織小学校）で年4回捕集し、その成分分析を実施しました。
酸性雨	雨水の酸性度及びイオン成分を市内1か所（環境保健研究所）で測定しました。

[表3-5] 大気汚染常時監視測定期の測定項目

測定項目 測定局名	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素	風向風速
一般環境大気測定期								
常磐公園	○	○	○	○	○		○	○
千代田小学校		○	○	○	○			○
長田南中学校		○	○	○	○			○
服織小学校		○	○	○	○			○
南中学校			○					○
清水区役所	○	○	○	○		○	○	
清水三保第一小学校	○	○	○	○	○			○
清水第七中学校			○					○
清水庵原中学校		○	○	○	○			○
清水興津北公園	○	○	○	○	○			○

(表3-5の続き)

測定項目 測定局名	二酸化 硫黄	窒素 酸化物	光化学 オキシ ダント	浮遊 粒子状 物質	微小粒子 状物質	一酸化 炭素	炭化 水素	風向 風速
一般環境大気測定局								
蒲原	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車排出ガス測定局								
自排丸子		○		○	○	○	○	○
自排神明	○	○		○		○	○	○

① 大気汚染常時監視測定結果（一般環境大気）

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより生じ、四日市ぜんそくや酸性雨などの原因物質として知られている物質です。

昭和50年度に環境基準を達成して以来、全ての測定局で環境基準を達成しています。（表3-6参照）

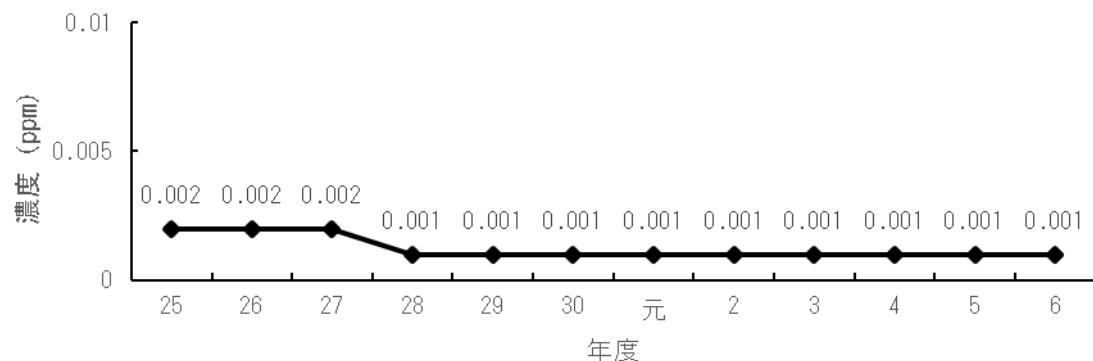
また、全ての測定局の年平均値は近年においては、ほぼ横ばい状態で推移しています。（図3-4参照、調査結果の詳細は4-1ページ参照）

[表3-6] 二酸化硫黄濃度調査結果

環境上の条件 測定局名	1時間値の 1日平均値 が0.04ppm 超過の日数	1時間値 が0.1ppm を超えた 時間数	日平均値 の2% 除外値 (ppm)	年平均値 (ppm)	環境基準 (※) 達成状況
常磐公園	0	0	0.001	0.001	○
清水区役所	0	0	0.001	0.001	○
清水三保第一小学校	0	0	0.003	0.001	○
清水興津北公園	0	0	0.001	0.001	○
蒲原	0	0	0.001	0.001	○
平均値	—	—	0.001	0.001	—

※環境基準は付-1ページ参照。ppm等の単位については、付-9ページ参照。

[図 3－4] 二酸化硫黄濃度年平均値の経年変化



イ 窒素酸化物

窒素酸化物とは、物が高い温度で燃えたときに、空気中の窒素 (N_2) と酸素 (O_2) が結びついて発生する一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO_2) などのことをいい、光化学スモッグや酸性雨の原因にもなります。特に二酸化窒素 (NO_2) は、高濃度で人の呼吸器(のど、気管、肺など)に悪い影響を与えるため、国では二酸化窒素 (NO_2) に関する環境基準を設けて、排出量を少なくする努力をしています。

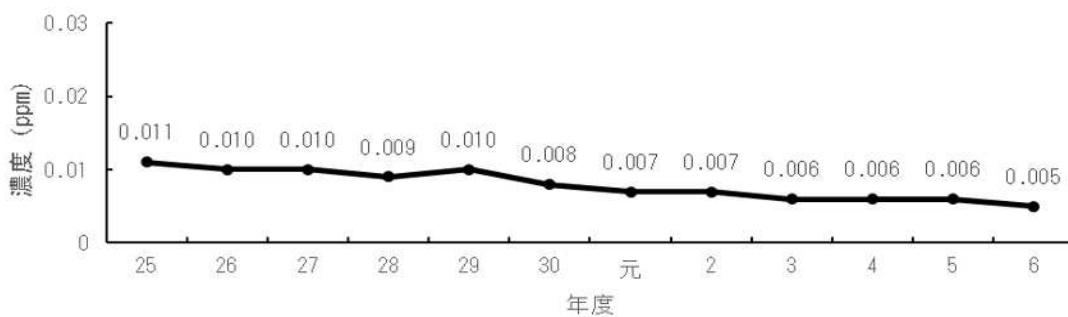
環境基準が定められている二酸化窒素については、昭和 53 年度に環境基準を達成して以来、全ての測定局で環境基準を達成しています。(表 3－7 参照)

また、全ての測定局の年平均値はほぼ横ばい状態で推移しています。(図 3－5 参照、調査結果の詳細は 4－2～4 ページ参照)

[表 3－7] 二酸化窒素濃度調査結果

環境上の条件 測定局名	日平均値が 0.04ppm 以 上 0.06ppm 以下の日数	日平均値が 0.06ppm 超過の日数	日平均値 の 98% 値 (ppm)	年平均値 (ppm)	環境基準 達成状況
常磐公園	0	0	0.009	0.005	○
千代田小学校	0	0	0.011	0.005	○
長田南中学校	0	0	0.010	0.005	○
服織小学校	0	0	0.008	0.004	○
清水区役所	0	0	0.016	0.008	○
清水三保第一小学校	0	0	0.011	0.005	○
清水庵原中学校	0	0	0.010	0.005	○
清水興津北公園	0	0	0.009	0.005	○
蒲原	0	0	0.009	0.005	○
平均値	—	—	0.010	0.005	—

[図 3－5] 二酸化窒素濃度年平均値の経年変化



ウ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成される、オゾンなどの強い酸化力を持った物質です。光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜への影響などが知られているほか、農作物などへの影響も報告されています。

全ての測定局で環境基準を達成していません。(表 3－8 参照)

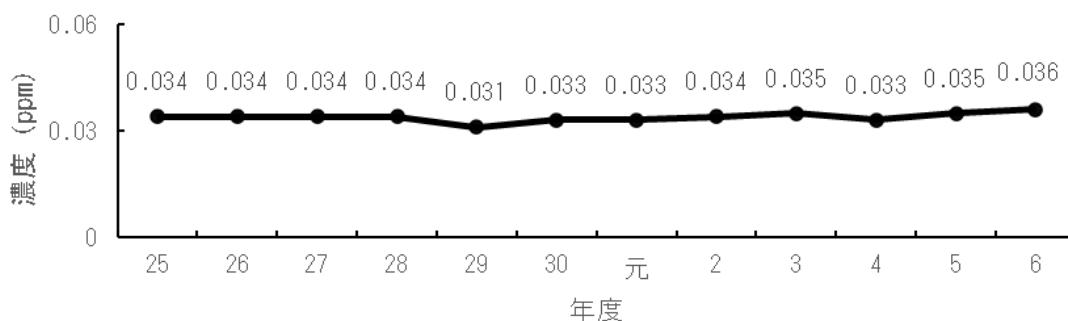
また、全ての測定局の年平均値は横ばいの状態で推移しています。(図 3－6 参照、調査結果の詳細は 4－5 ページ参照)

[表 3－8] 光化学オキシダント調査結果

測定局名	昼 間 (※)			環境基準達成状況
	1 時間値が 0.06ppm を超 えた時間数	1 時間値の 最高値 (ppm)	1 時間値の 平均値 (ppm)	
常磐公園	254	0.092	0.035	×
千代田小学校	527	0.099	0.038	×
長田南中学校	328	0.092	0.036	×
服織小学校	358	0.088	0.035	×
南中学校	360	0.096	0.036	×
清水区役所	237	0.092	0.034	×
清水三保第一小学校	435	0.096	0.038	×
清水庵原中学校	304	0.091	0.036	×
清水興津北公園	318	0.094	0.036	×
清水第七中学校	400	0.093	0.038	×
蒲原	427	0.104	0.037	×
平均値	—	—	0.036	—

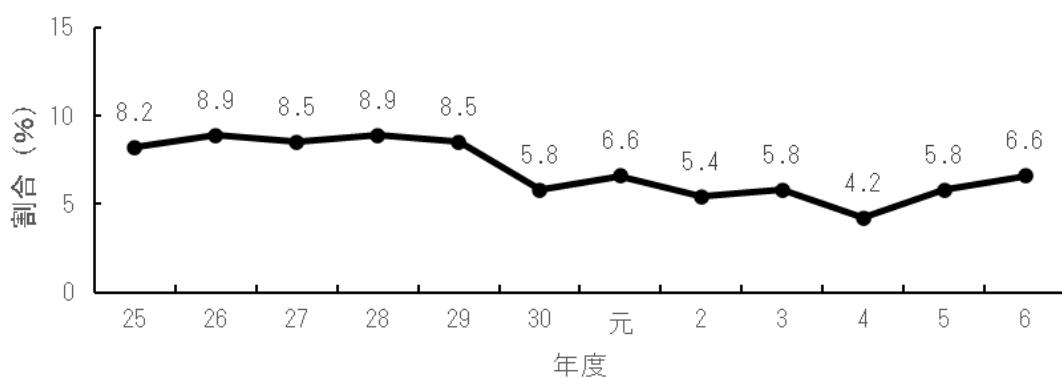
※昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。

[図3-6] 光化学オキシダント1時間値の平均値の経年変化



光化学オキシダント濃度の昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間は、合計3,948時間あり、昼間の測定時間全体の6.6%を占めました。(図3-7参照)

[図3-7] 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化



光化学オキシダントの注意報(光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上の場合、状況に応じて発令)の発令は、令和6年度はありませんでした。(表3-9参照)

[表3-9]光化学オキシダント注意報 地区別発令日数の経年変化

年 度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
静岡地区	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
清水地区	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
庵原地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒子の直径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。発生源は工場のばい煙や自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがあります。

また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子があります。

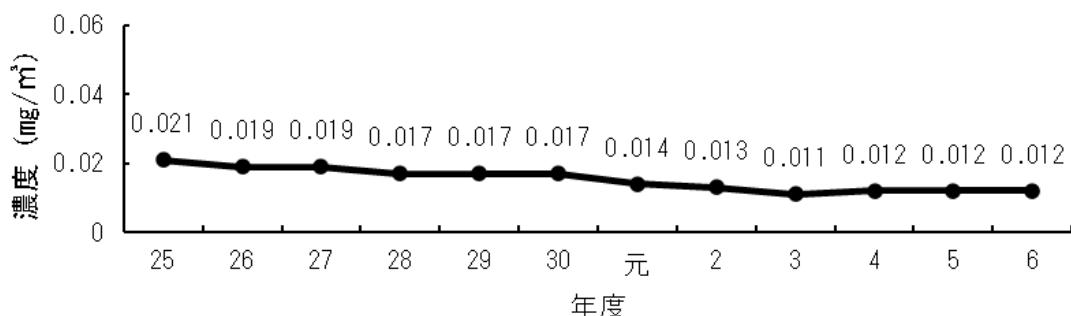
粒径により呼吸器系の各部位へ沈着して人の健康に影響を及ぼすため、浮遊粒子状物質の環境基準は1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下と定められています。令和6年度は9局で調査し、長田南中学校測定局の1時間値が1回のみ環境基準を超過しましたが（原因は、令和7年3月末に発生した韓国における大規模火災の移流と推定）、その他の全ての測定局で環境基準を達成しています。（表3-10参照）

また、全ての測定局の年平均値は近年においては横ばい状態で推移しています。（図3-8参照、調査結果の詳細は4-6ページ参照）

[表3-10] 浮遊粒子状物質調査結果

環境上の条件 測定局名	日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数	1時間値の最高値 (mg/m^3)	日平均値の2%除外値 (mg/m^3)	年平均値 (mg/m^3)	環境基準達成状況
常磐公園	0	0	0.181	0.036	0.013	○
千代田小学校	0	0	0.170	0.036	0.013	○
長田南中学校	1	0	0.202	0.030	0.012	×
服織小学校	0	0	0.155	0.030	0.011	○
清水区役所	0	0	0.149	0.038	0.013	○
清水三保第一小学校	0	0	0.159	0.037	0.013	○
清水庵原中学校	0	0	0.154	0.034	0.011	○
清水興津北公園	0	0	0.157	0.033	0.012	○
蒲原	0	0	0.142	0.039	0.014	○
平均値	—	—	—	0.035	0.012	—

[図3-8] 浮遊粒子状物質濃度年平均値の経年変化



オ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊している粒子状物質のうち直径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことです。浮遊粒子状物質よりも小さな粒子です。

微小粒子状物質 (PM2.5) は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器への影響に加え、循環器系への影響が懸念されるため、環境基準は 1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下（短期的評価）、1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下（長期的評価）と定められており、平成 23 年度から調査を開始しました。

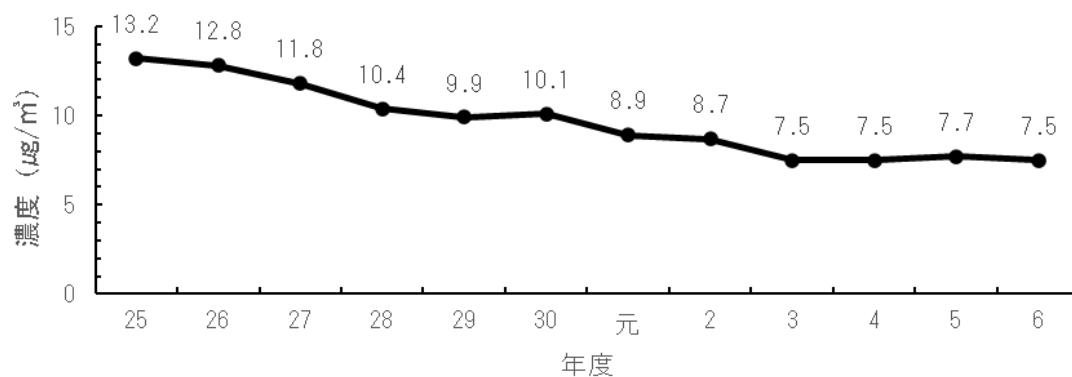
令和 6 年度は、全ての測定局で環境基準を達成しています。（表 3-11 参照）

また、すべての測定局の日平均値の 98% 値は $18.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、年平均値は $7.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。（図 3-9 参照、調査結果の詳細は 4-7 ページ参照）

[表 3-11] 微小粒子状物質 (PM2.5) 調査結果

環境上の条件 測定局名	日平均値が $35.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数	日平均値 の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均 値の 98% 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 達成状況
常磐公園	1	50.3	18.7	7.0	○
千代田小学校	1	55.9	17.5	7.6	○
長田南中学校	1	55.2	19.0	7.2	○
服織小学校	2	51.3	18.4	7.3	○
清水三保第一小学校	1	57.0	18.3	7.7	○
清水庵原中学校	1	63.1	18.8	7.4	○
清水興津北公園	1	64.4	18.0	7.8	○
蒲原	1	61.0	20.7	8.2	○
平均値	—	—	18.7	7.5	—

[図 3-9] 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度年平均値の経年変化



カ 一酸化炭素

炭素を含む石油や石炭などが燃焼すると二酸化炭素 (CO_2) が発生しますが、酸素(空気)の供給が不十分なときに燃焼すると不完全燃焼となり一酸化炭素 (CO) が発生します。大気中の一酸化炭素の人工的な発生源の主たるものは、自動車です。

一酸化炭素は、血液中で酸素の運搬役となっている赤血球のヘモグロビンと強力に結合して(酸素の約200倍)、一酸化炭素ヘモグロビン (CO-Hb) を形成します。このため、酸素はヘモグロビンと結合できなくなり、血液中の酸素濃度が低下し、細胞への酸素輸送が阻害されて酸欠状態になり、めまい、頭痛、吐き気などを引き起こします。

大気中の濃度については、8時間値平均値(20ppm以下)及び日平均値(10ppm以下)の環境基準が定められています。

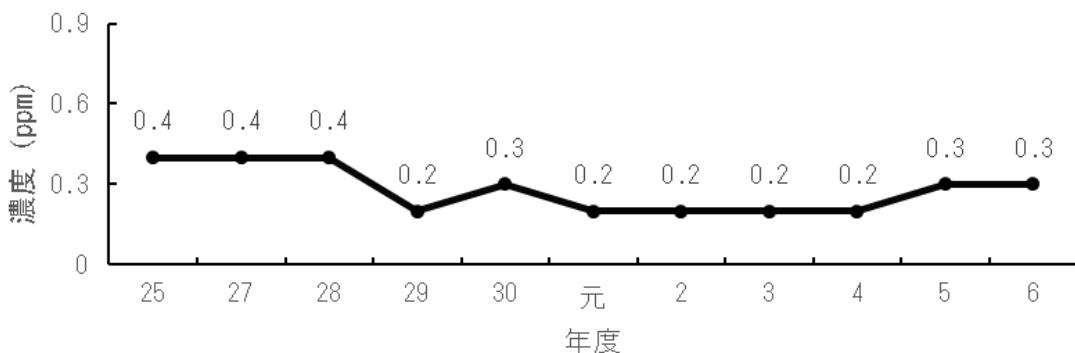
令和6年度は1局で調査し、環境基準を達成しています。(表3-12参照)

また、年平均値は近年において横ばい状態で推移しています。(図3-10参照、調査結果の詳細は4-7ページ参照)

[表3-12] 一酸化炭素の環境基準との比較

環境上の条件 測定局名	日平均値が 10ppmを超 えた日数	1時間値の 8時間平均値 が20ppmを 超えた日数	日平均値の 2%除外値 (ppm)	年平均値 (ppm)	環境基準 達成状況
蒲原	0	0	0.4	0.3	○

[図3-10] 一酸化炭素濃度年平均値の経年変化



※平成26年度は、局舎改築のため測定していません。

キ 非メタン炭化水素

環境大気中の非メタン炭化水素(メタンを除いたその他の炭化水素)は、光化学オキシダント生成の原因物質となります。炭化水素の人為発生源としては、塗料、

印刷インキ、接着剤、金属洗浄、クリーニングに使われる溶剤などに由来するもの
オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度指針」において、光化学オ
キシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタ
ン炭化水素の 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあることが指針値
として示されています。

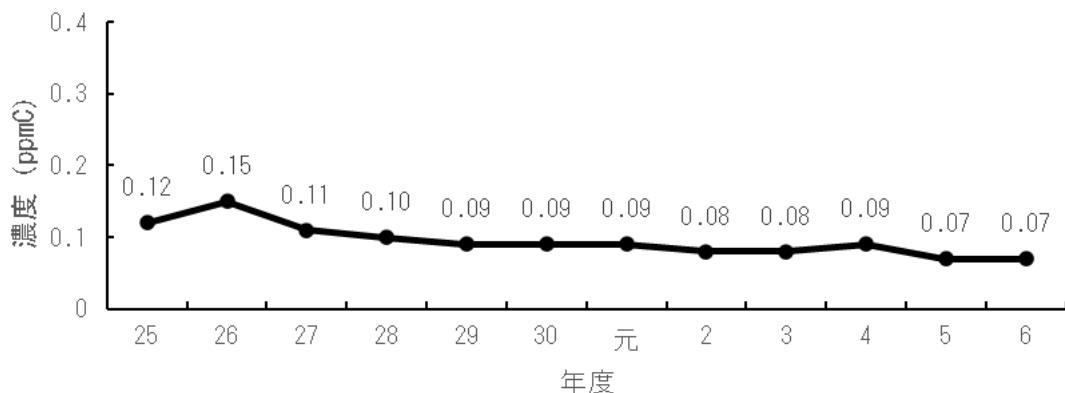
3 局で調査し、指針値を超過した日は合計で 6 日ありました。(表 3-13 参照)

また、すべての測定局の年平均値は近年においては、横ばい状態で推移していま
す。(図 3-11 参照、調査結果の詳細は 4-8 ページ参照)

[表 3-13] 非メタン炭化水素調査結果

測定局名	年平均 値	6~9 時の 3 時間の平均値			6~9 時の 3 時間 の平均値が 0.20ppmC を超え た日数とその 割合	6~9 時の 3 時間 の平均値が 0.31ppmC を超え た日数とその 割合	
		年平均 値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)			
		(日)	(%)	(日)	(%)		
常磐公園	0.08	0.08	0.18	0.02	0	0.0	0.0
清水区役所	0.06	0.10	0.39	0.00	29	8.2	4
蒲原	0.06	0.08	0.48	0.00	8	2.3	2
平均値	0.07	0.09	—	—	—	—	—

[図 3-11] 非メタン炭化水素濃度年平均値の経年変化



② 大気汚染常時監視測定結果（自動車排出ガス）

ア 二酸化硫黄

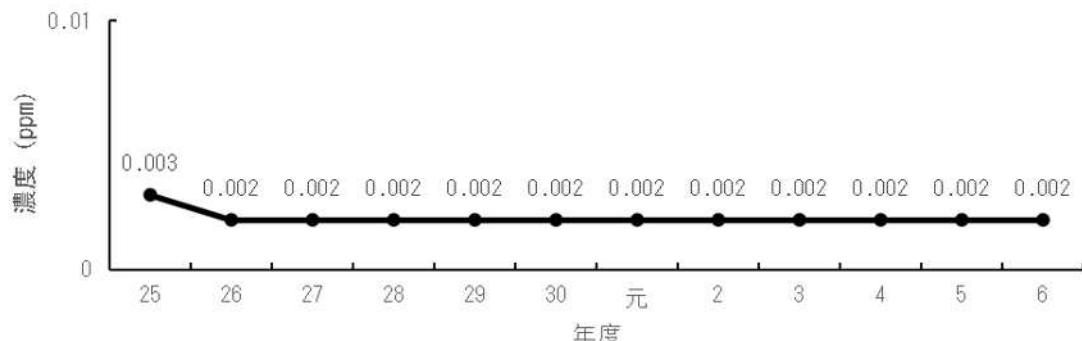
1 局で調査し、環境基準を達成しています。(表 3-14 参照)

また、年平均値は近年においては横ばい傾向で推移しています。(図 3-12 参照、
調査結果の詳細は 4-10 ページ参照)

[表 3-14] 二酸化硫黄濃度調査結果

環境上の条件 測定局名	1時間値の 1日平均値 が 0.04ppm 超過の日数	1時間値 が 0.1ppm を超えた 時間数	日平均値の 2%除外値 (ppm)	年平均 値 (ppm)	環境基準 達成状況
自排神明	0	0	0.004	0.002	○

[図 3-12] 二酸化硫黄濃度年平均値の経年変化（自排神明）



イ 窒素酸化物

2局で調査し、2局とも環境基準を達成しています。（表 3-15 参照）

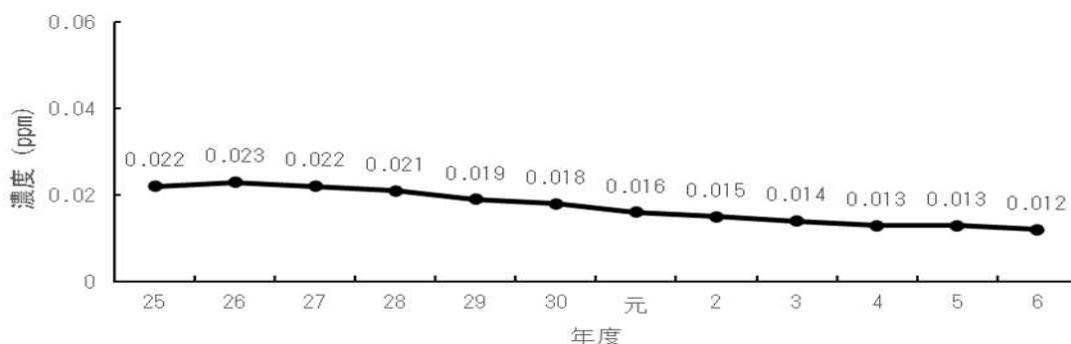
また、2局の測定局の年平均値は近年においては横ばい状態で推移しています。

（図 3-13 参照、調査結果の詳細は 4-9、10 ページ参照）

[表 3-15] 二酸化窒素濃度調査結果

環境上の条件 測定局名	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数	日平均値が 0.06ppm 超 過の日数	日平均値の 98% 値 (ppm)	年平均値 (ppm)	環境基準 達成状況
自排丸子	0	0	0.015	0.008	○
自排神明	1	0	0.033	0.016	○
平均値	—	—	0.024	0.012	—

[図 3-13] 二酸化窒素濃度年平均値の経年変化



ウ 浮遊粒子状物質

2局で調査し、2局とも環境基準を達成しています。（表3-16参照）

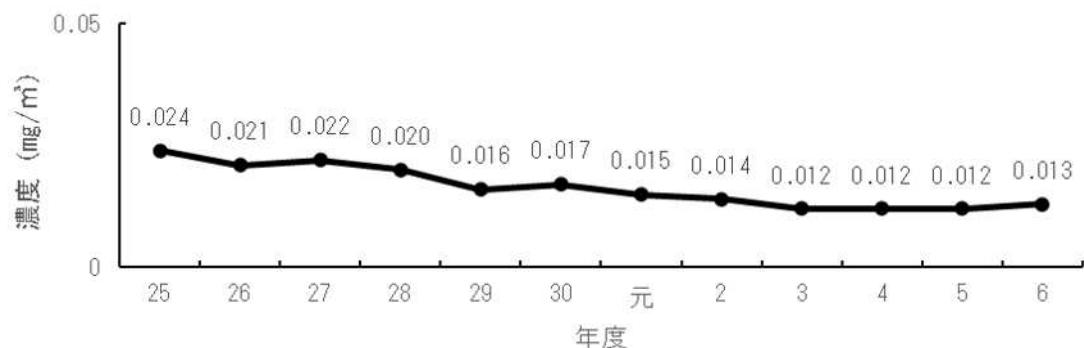
また、2局の測定局の年平均値は近年においては横ばい傾向で推移しています。

（図3-14参照、調査結果の詳細は4-9、10ページ参照）

[表3-16] 浮遊粒子状物質調査結果

環境上の条件 測定局名	日平均値が 0.1 mg/m ³ を 越えた日数	1時間値が 0.2 mg/m ³ を 越えた時間数	1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	年平均値 (mg /m ³)	環境基準 達成状況
自排丸子	0	0	0.182	0.031	0.013	○
自排神明	0	0	0.152	0.037	0.013	○
平均値	—	—	—	0.034	0.013	—

[図3-14] 浮遊粒子状物質濃度年平均値の経年変化



エ 微小粒子状物質 (PM2.5)

1局で調査し、環境基準を達成しています。（表3-17参照）

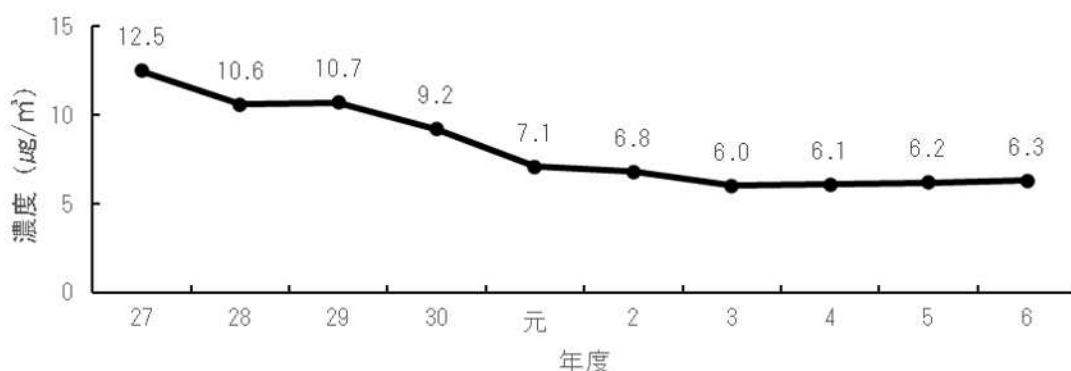
また、測定局の日平均値の98%値は16.6 μg/m³、年平均値は6.3 μg/m³でした。

（図3-15参照、調査結果の詳細は4-9ページ参照）

[表3-17] 微小粒子状物質調査結果

環境上の条件 測定局名	日平均値が 35.0 μg /m ³ を超えた日数	日平均値 の最高値 (μg /m ³)	日平均値 の98% 値 (μg /m ³)	年平均値 (μg /m ³)	環境基準 達成状況
自排丸子	1	47.6	16.6	6.3	○

[図 3-15] 微小粒子状物質濃度年平均値の経年変化



才 一酸化炭素

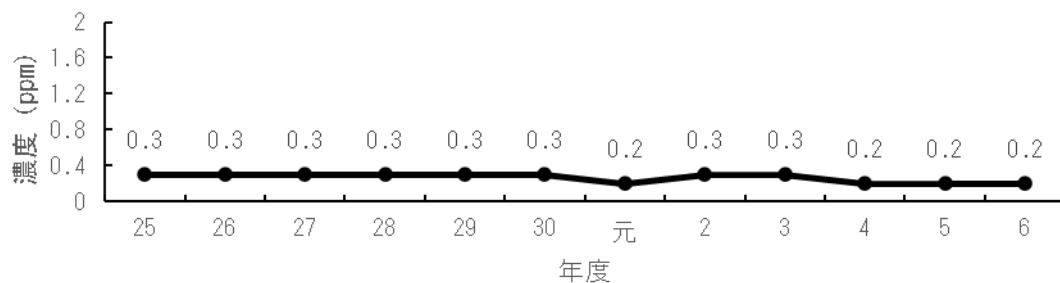
2局で調査し、2局とも環境基準を達成しています。(表3-18参照)

また、2局の測定局の年平均値は近年においては横ばい状態で推移しています。
(図3-16参照、調査結果の詳細は4-9、10ページ参照)

[表3-18] 一酸化炭素の環境基準との比較

環境上の条件 測定局名	日平均値が 10ppm を超え た日数	1時間値の 8時間平均値が 20ppm を超えた 日数	日平均値の 2%除外値 (ppm)	年平均値 (ppm)	環境基準 達成状況
自排丸子	0	0	0.3	0.2	○
自排神明	0	0	0.3	0.2	○
平均値	—	—	0.3	0.2	—

[図3-16] 一酸化炭素濃度年平均値の経年変化



カ 非メタン炭化水素

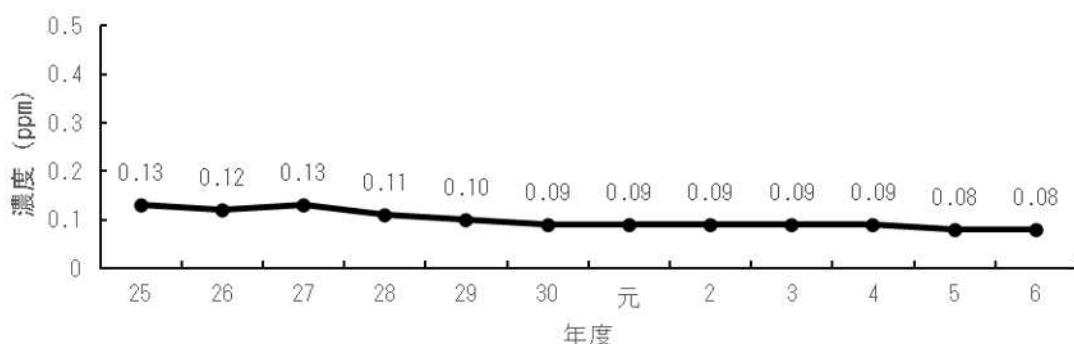
2局で調査し、指針値を超過した日は、3日ありました。(表3-19参照)

また、2局の測定局の年平均値は近年においては横ばい状態で推移しています。
(図3-17参照、調査結果の詳細は4-9、10ページ参照)

[表 3-19] 非メタン炭化水素調査結果

測定局名	年平均値	6~9 時の 3 時間の平均値			6~9 時の 3 時間の平均値が 0.20ppmC を超えた日数とその割合		6~9 時の 3 時間の平均値が 0.31ppmC を超えた日数とその割合	
		年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
自排丸子	0.06	0.08	0.29	0.01	3	0.8	0	0.0
自排神明	0.09	0.10	0.42	0.01	7	1.9	3	0.8
平均値	0.08	0.09	—	—	—	—	—	—

[図 3-17] 非メタン炭化水素濃度年平均値の経年変化



③ 有害大気汚染物質

ア 挥発性有機化合物

揮発性有機化合物とは、常温で揮発しやすい有機化合物のことで、ベンゼンやトリクロロエチレンなどさまざまな物質があります。このうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等は油脂類の溶解能力が高く、分解しにくく安定していて燃えにくい性質から、1970 年代に理想の洗浄剤として産業界で普及しましたが、吸入による頭痛やめまい、腎障害などの有害性や発ガン性など可能性が指摘されています。揮発性有機化合物は、大気・水域、特に地下水汚染の原因となるほか、住宅の室内空気汚染物質としても注目されています。

環境基準が定められている 4 物質及び指針値が定められている 6 物質（表 3-20 参照）について、6 局で調査し、環境基準（指針値）を達成しています。

[表3-20] 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（年平均値）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

項目	環境基準 (指針値) ^{※2}	一般環境					自排	参考
		常磐公園	長田南中	服織小	清水三保一小	蒲原		
ベンゼン	3	0.39	0.40	0.36	0.36	0.40	0.50	0.73 (0.32~2.0)
トリクロロエチレン	130	0.041	0.18	0.041	0.037	0.047	0.040	0.91 (0.0018~89)
テトラクロロエチレン	200	0.042	0.029	0.027	0.042	0.024	0.027	0.081 (0.0019~1.1)
ジクロロメタン	150	1.0	0.97	0.95	1.1	1.1	1.2	1.5 (0.37~14)
アクリロニトリル	(2)	0.054	0.043	0.023	0.059	0.094	0.11	0.052 (0.00080~0.65)
塩化ビニルモノマー	(10)	0.014	0.012	0.011	0.011	0.013	0.014	0.037 (0.0015~1.7)
クロロホルム	(18)	0.21	0.084	0.11	0.10	0.099	0.10	0.24 (0.063~5.7)
1,2-ジクロロエタン	(1.6)	0.11	0.095	0.11	0.11	0.10	0.12	0.20 (0.055~11)
1,3-ブタジエン	(2.5)	0.029	0.034	0.024	0.030	0.031	0.070	0.074 (0.0029~0.63)
トルエン		3.1	3.2	1.9	2.8	3.3	4.0	5.3 (0.34~36)
塩化メチル	(94)	0.74	0.53	0.64	0.67	0.68	0.75	1.4 (0.30~4.2)

※1 全国平均値と全国検出範囲は、令和5年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）による。

※2 指針値とは、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。

イ ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、動物実験から、強い急性毒性を持つことが明らかにされているほか、人に対して、がんや奇形を引き起こす可能性があるといわれています。主に物が燃えるときにできる物質であり、その多くが廃棄物の焼却に伴い発生していると考えられています。他に金属の精錬過程、紙の塩素漂白工程、農薬製造でも発生し、たばこの煙、森林火災などでも発生すると考えられています。

6局で調査し、全ての測定地点で環境基準を達成しています。（表3-21 参照）

[表3-21] ダイオキシン類大気環境調査結果

単位: pg-TEQ/m³

測定地点	夏季	冬季	年平均値	全国検出範囲*	全国平均*	環境基準
静岡市役所静岡庁舎	0.020	0.0047	0.012	0.0025 ~ 0.13	0.013	0.6
長田南中学校	0.0050	0.0090	0.0070			
服織小学校	0.0033	0.0031	0.0032			
清水三保第一小学校	0.015	0.014	0.015			
清水第七中学校	0.0057	0.0044	0.0051			
蒲原	0.0061	0.0062	0.0062			
平均値	0.009	0.0069	0.0081			

※全国検出範囲と全国平均値は、令和5年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）による。

ウ その他有害大気汚染物質

重金属類、アルデヒド類等優先取組物質に指定されている他の有害大気汚染物質について調査を行いました。6局で調査し、指針値が示されている物質については、全ての測定地点で指針値未満でした。（表3-22 参照）

[表3-22] その他有害大気汚染物質大気環境調査結果

単位: ng/m³ (アルデヒド類、酸化エチレンは μg/m³)

項目	一般環境					自排	全国平均※1 (全国検出範囲)	※2 指針値
	服織小	長田 南中	常磐 公園	清水三 保一小	蒲原			
アセトアルデヒド	1.3	1.6	1.3	1.8	1.4	2.0	2.1 (0.67~5.8)	120
ホルムアルデヒド	1.9	1.6	1.9	1.8	1.7	2.9	2.5 (0.27~7.3)	
水銀及び その化合物	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.7	1.7 (1.0~5.6)	40
ニッケル 化合物	1.4	1.7	—	0.91	0.58	—	2.5 (0.053~29)	25
ヒ素及び その化合物	0.32	0.39	—	0.40	0.24	—	1.2 (0.043~15)	6
ベリリウム 及びその化合物	0.0040	0.0062	—	0.0052	0.0035	—	0.019 (0.00080~0.40)	
マンガン及び その化合物	4.6	6.6	—	4.7	2.8	—	20 (0.38~140)	140
クロム及び その化合物	1.3	1.5	—	0.59	0.38	—	4.0 (0.059~30)	
ベンゾ(a) ピレン	0.017	0.030	—	0.018	0.051	—	0.13 (0.0070~1.3)	
酸化エチレン	0.040	0.041	—	0.039	0.042	—	0.075 (0.015~1.9)	

※1 全国平均値と全国検出範囲は、令和5年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）による。

※2 指針値とは、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値。

④ 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析

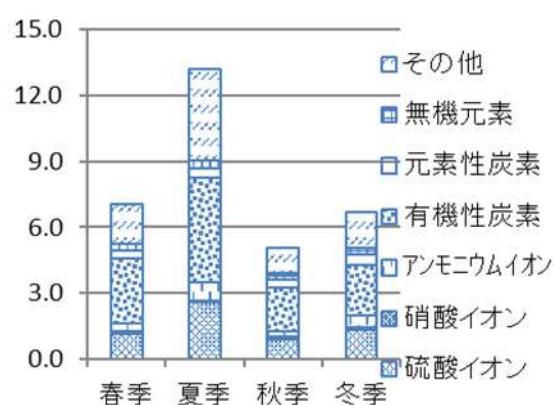
服織小学校測定期間別で四季ごとに2週間連続して微小粒子状物質（PM2.5）を捕集し、その成分分析を実施しました。解析により、道路粉じんの寄与が高かったことがわかりました。（表3-23、図3-18～20参考）

[表3-23] 測定期間別・成分量平均値

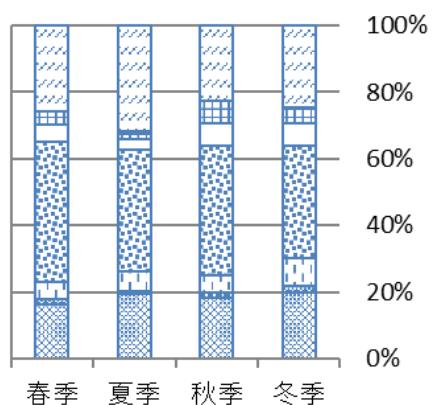
単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定地点	測定日数		質量濃度	硫酸イオン(SO_4^{2-})	硝酸イオン(NO_3^-)	アンモニウムイオン(NH_4^+)	有機性炭素(OC)	元素性炭素(EC)	無機元素	その他
服織小学校	春季	14	7.0	1.1	0.10	0.36	2.9	0.37	0.28	1.8
	夏季	14	13.2	2.6	0.11	0.81	4.8	0.44	0.34	4.2
	秋季	14	5.1	0.9	0.08	0.27	2.0	0.33	0.35	1.1
	冬季	14	6.7	1.3	0.13	0.56	2.3	0.46	0.32	1.6
	全期間	56	8.0	1.5	0.11	0.50	3.0	0.40	0.32	2.2

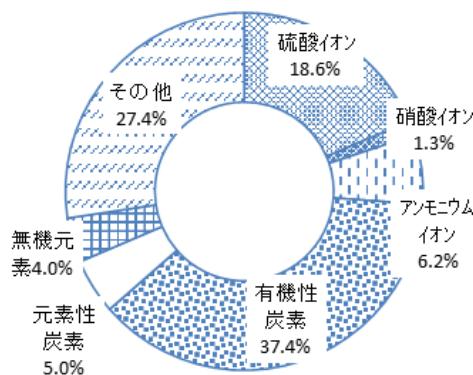
[図3-18] 測定期間別・成分量平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)



[図3-19] 測定期間別・成分割合 (%)



[図3-20] 全期間・成分割合 (%)



⑤ 酸性雨（湿性大気汚染）

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。酸性の度合いは、pH（水素イオン濃度指数）で表され、その値が低いほど酸性の度合いは強くなります。pH=5.6が酸性雨の1つの目安となります（大気中に存在する二酸化炭素が雨に溶け込み平衡状態となった際のpHが5.6のため）、火山やアルカリ土壌、測定点と海洋との距離など周辺の状況によって変わります。

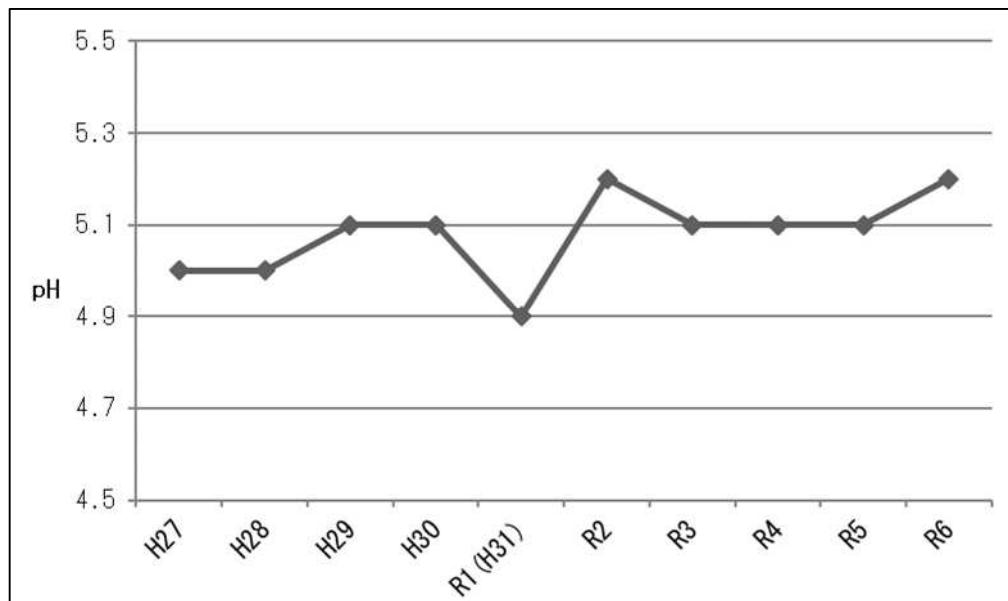
環境保健研究所（静岡市駿河区小黒一丁目4番7号（令和7年2月から静岡市駿河区曲金二丁目1番7号））の屋上で採取した雨水について、pH及び水素イオンを除く8種のイオン濃度を測定した結果、次の表のとおり、pHの年平均値は5.2、月平均値は4.9～5.5でした。

[表3-24] 令和6年度 雨水測定結果月平均値

月	pH	硫酸 イオン	硝酸 イオン	塩化物 イオン	アンモニウム イオン	ナトリウム イオン	カリウム イオン	カルシウム イオン	マグネシウム イオン	水素 イオン
		SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	H ⁺
4	5.2	7.6	7.4	53.0	5.8	46.3	2.3	7.8	5.7	6.2
5	5.2	3.5	6.2	21.6	3.9	18.3	0.3	1.3	1.9	6.4
6	5.5	1.9	6.0	3.4	3.6	2.7	0.1	1.7	0.6	3.5
7	5.1	3.3	6.4	8.6	3.1	6.3	0.2	0.8	0.4	7.2
8	5.3	1.6	4.2	6.5	1.7	4.5	0.3	0.9	0.2	4.7
9	5.1	3.4	6.1	19.2	2.5	16.2	0.5	0.8	1.5	7.4
10	5.2	6.7	7.1	8.1	18.2	2.9	0.5	1.1	1.9	6.0
11	5.2	19.9	7.8	13.8	55.0	2.7	1.5	2.9	3.4	5.7
12*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	5.3	6.2	29.0	23.9	18.2	12.0	0.7	1.4	13.5	5.3
3	4.9	10.3	12.0	24.7	27.8	8.5	0.9	1.7	3.0	11.9
平均値	5.2	6.4	9.2	18.3	14.0	12.0	0.7	2.0	3.2	6.4

* 測定可能な量の降雨がなかったため、データなし

[図 3-21] pH の年平均値の推移（平成 27 年度から令和 6 年度）



本市の平成 27 年度からの pH の年平均値は、上図のとおり概ね 4.9~5.2 程度で推移しつつも、緩やかに改善（pH が上昇）していく傾向が見受けられます。

また、pH の月平均値は、下表のとおり顕著な季節変動は確認されませんでした。

[表 3-25] pH の月平均値の推移（平成 27 年度から令和 6 年度）

	pH									
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
4 月	4.9	5.2	5.1	5.1	5.0	5.1	5.4	5.1	5.0	5.2
5 月	5.1	5.1	5.1	5.1	5.2	5.3	5.5	5.4	5.1	5.2
6 月	5.2	4.9	5.4	5.3	4.8	5.4	5.2	5.1	5.4	5.5
7 月	5.3	5.2	4.9	4.9	5.0	5.2	5.0	5.3	4.9	5.1
8 月	4.9	4.6	4.6	5.3	4.8	4.4	5.1	5.1	4.7	5.3
9 月	4.9	5.4	5.2	5.1	4.8	5.0	4.8	5.2	5.2	5.1
10 月	5.1	5.0	5.1	5.3	5.1	5.5	5.0	4.9	5.0	5.2
11 月	4.8	5.2	5.1	5.2	4.8	5.6	5.4	5.1	5.1	5.2
12 月	5.0	4.9	4.9	5.1	5.1	-※	5.2	5.1	5.0	-※
1 月	5.1	5.0	5.1	4.8	4.7	5.3	4.8	4.8	5.2	-※
2 月	4.9	4.9	5.0	5.2	4.8	5.2	5.2	4.9	5.0	5.3
3 月	5.2	4.7	5.0	4.8	5.1	5.2	5.1	5.2	5.1	4.9
年間平均	5.0	5.0	5.1	5.1	4.9	5.2	5.1	5.1	5.1	5.2

数値 年度最小値

数値 年度最大値

※ 測定可能な量の降雨がなかったため、データなし

2 水質汚濁の状況

(1) 水環境の状況

本市の主要河川のうち、一級河川である安倍川とその支流の藁科川は水量が豊富で水質も良いことで知られ、その大部分が伏流水となって地下を流れています。また、流域の約7割を森林が占めている興津川についても、その自浄作用により良好な水質が保たれています。これらの主要河川は上水道の水源として重要な役割を担っており、令和6年度は全ての地点でBODが環境基準値内の良好な結果となりました。

なお、都市部を流れる河川のうち、浜川は良好な水質を維持しており、流域の家庭から生活排水が多く流れ込む巴川、丸子川についてもBODの環境基準を達成しました。また、環境基準の設定がされていない他の河川でも良好な結果となっています。

西駿河湾水域及び奥駿河湾水域で実施した海域調査では、環境基準が設定されている5地点全てでCODの環境基準を達成しました。

過去に地下水汚染が確認された4地区（駿河区新川地区、葵区古庄地区、清水区七ツ新屋地区及び清水区三保地区）の地下水を継続して監視しました。地下水汚染物質の濃度は、全ての地区について、ほぼ横ばい傾向でした。また、新たに汚染が確認された地区はありませんでした。

河川、海域におけるダイオキシン類の調査では、全ての地点で環境基準を達成しました。

(2) 公共用水域及び地下水の調査の概要

河川、海域、湖沼等の公共用水域及び地下水の状況を調査するために、各種調査を実施しています。令和6年度の調査概要等は次のとおりです。

[表3-26] 水質汚濁状況調査の項目別概要

分類	調査名	①測定地点・測定頻度 ②測定項目	調査目的 又は根拠
河川	県計画河川調査	①2水域9河川14地点・年4~8回 ②生活環境項目、健康項目、要監視項目、特殊項目	県公共用水域の水質測定計画
	市計画河川調査	①2水域河川等49地点・年2回 ②生活環境項目、健康項目、特殊項目	市公共用水域の水質測定計画
	清流保全調査	①2水域5河川7地点・年8回 ②TOC	市公共用水域の水質測定計画
公共用水域	県計画海域調査	①2海域5地点・年4回 ②生活環境項目、健康項目、要監視項目、特殊項目、その他項目	県公共用水域の水質測定計画
	市計画海域調査	①1海域15地点・年4回 ②生活環境項目、特殊項目	市公共用水域の水質測定計画
	水浴場調査	①3水浴場4地点・開設前及び開設中 ②ふん便性大腸菌群数、COD、透明度、油膜、pH、0-157	環境庁水質保全局長通知
地下水	環境モニタリング	①4地点・年1回 ②pH、健康項目、要監視項目、特殊項目	県地下水の水質測定計画
	定点モニタリング	①地下水汚染4地区10地点・年1回 ②TCE、PCE、As、CCl ₄	県地下水の水質測定計画
	汚染追跡調査	①地下水汚染3地区21地点・年1回 ②TCE、PCE、CCl ₄	市地下水の水質測定計画
ダイオキシン類	河川水質・底質 ダイオキシン類	①6河川7地点・年1回 ②コプラナー-PCB、PCDD、PCDF	市独自調査
	海域水質・底質 ダイオキシン類	①2海域2地点・年1回 ②コプラナー-PCB、PCDD、PCDF	市独自調査
	地下水 ダイオキシン類	①4地点・年1回 ②コプラナー-PCB、PCDD、PCDF	市独自調査
	土壤 ダイオキシン類	①4地点・年1回 ②コプラナー-PCB、PCDD、PCDF	市独自調査

[図 3-22] 水質調査地点図



【凡 例】

《市計画海域調査》

No.	地点名
a	防波堤内側
b	東燃沖
c	清水船溜沖
d	日の出埠頭沖
e	巴川沖
f	折戸湾中央
g	貯木場入口
h	巴川河口
i	清水船溜
j	日軽金沖
k	江尻埠頭沖 (環境基準点)
l	江尻船溜
m	袖師船溜
n	庵原川沖
o	興津川沖
p	防波堤外側

《湖沼調査》

No.	地点名
I	井川大橋
II	本村下
III	井川湖湖心

※ 市計画河川調査の地点図は省略。

※ 環境基準点等は 3-4 ページ [図 3-2] 参照。

※ 環境基準点は県計画に含まれる。

(3) 調査結果概要

① 河川

ア 県計画河川調査

市内の環境基準点9地点中全ての地点でBOD値の環境基準を達成しました。地点別の調査結果は次のとおりです。(調査結果の詳細は4-12、13ページ参照)

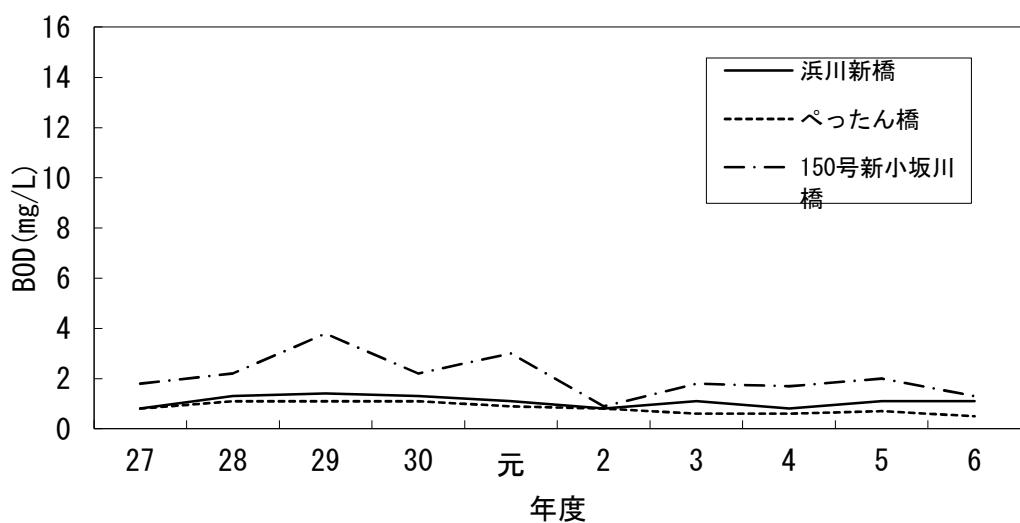
[表3-27] 県計画河川調査結果 (BOD)

単位: mg/L

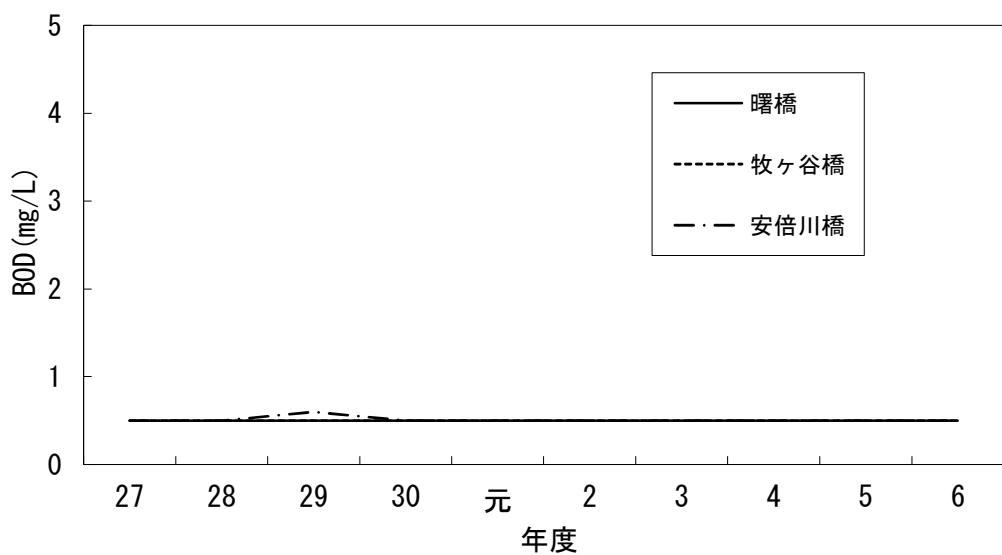
水域名	河川名	測定地点	年平均値	環境基準 類型※	環境基準 75%水質値	環境基準 値	適否
静岡	浜川	浜川新橋	1.0	A	1.1	2	○
	丸子川	ぺったん橋	0.8	C	0.5	5	○
	小坂川	150号新小坂川橋	1.3	-	1.3	-	-
	安倍川	曙橋	0.5	AA	0.5	1	○
		安倍川橋	0.5	AA	0.5	1	○
	藁科川	牧ヶ谷橋	0.5	AA	0.5	1	○
奥駿河湾	巴川	巴大橋	1.9	(C)	2.2	(5)	(○)
		区境巴川橋	0.9	C	1.0	5	○
		港橋	0.8	C	0.8	5	○
	興津川	八幡橋	0.5	AA	0.5	1	○
		浦安橋	0.5	B	0.5	3	○
	庵原川	庵原川橋	0.9	-	0.9	-	-
	由比川	入山橋	0.6	-	0.6	-	-
		末端	0.9	-	1.3	-	-

※ 環境基準類型欄の「(C)」(巴大橋)は環境基準補助地点であり、「-」は基準が設定されていないことを示す。

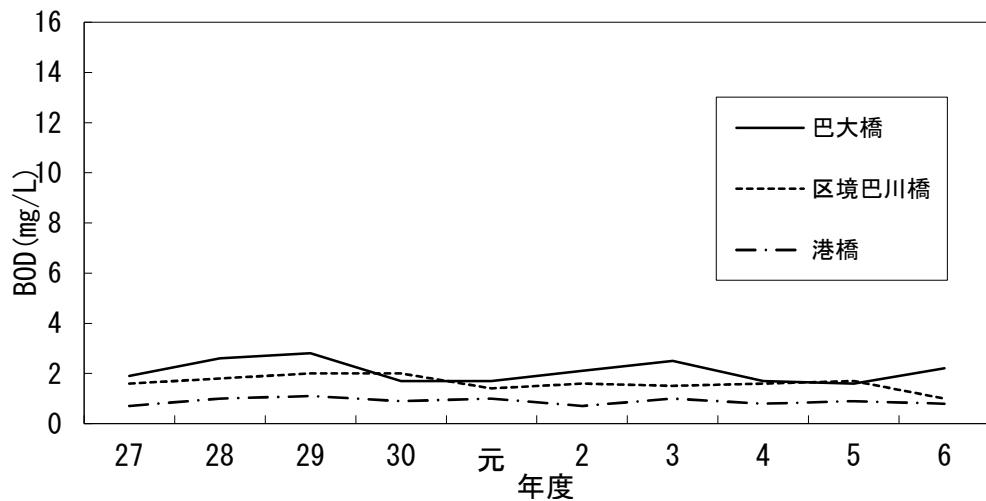
[図 3-23] 河川 BOD 環境基準 75% 水質値の推移（その 1）



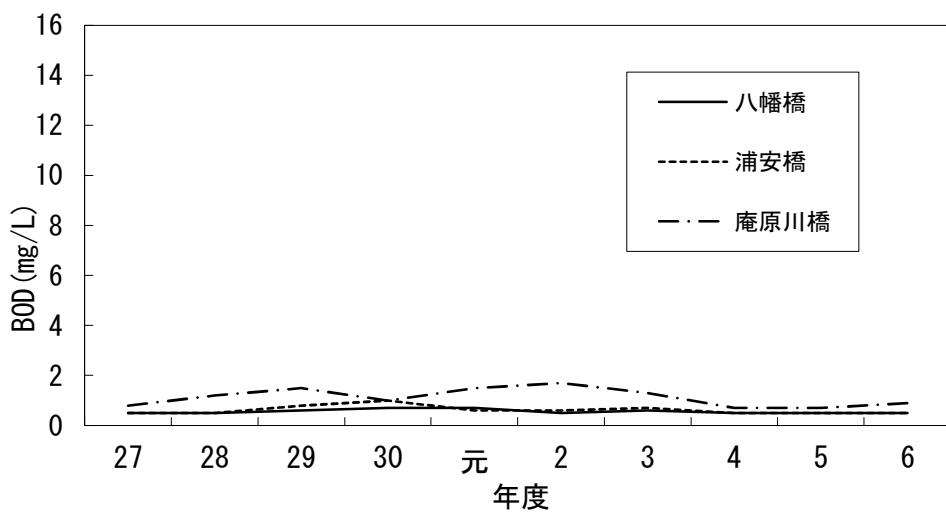
[図 3-24] 河川 BOD 環境基準 75% 水質値の推移（その 2）



[図 3-25] 河川 BOD 環境基準 75% 水質値の推移（その 3）



[図 3-26] 河川 BOD 環境基準 75% 水質値の推移（その 4）



イ 市計画河川調査

(ア) 県計画の調査を補完するため、環境基準点以外の市内 49 地点において調査を実施しました。各地点の調査結果は次のとおりです。

[表 3-28] 市計画河川調査結果 (BOD)

単位 : mg/L

水域名	河川名又は測定地点名	年平均値
静岡	飯間谷川 ふれあい橋	0.7
	飯間北川 鯉の掛け橋	0.5
	新間谷川 新間谷川橋	0.5
	大門川 野郎島橋	0.5
	慈悲尾川 さくら橋	0.5
	内牧川 躍動橋	0.5
	原田川 如月橋	0.5
	大和田川 大和田川橋	0.7
	大鉢川	4.6
	丸子川 寺田大橋	0.8
	小豆川 小豆川水門	0.9
	鯨ヶ池※	5.3
	麻機遊水地※	8.5
	二つ池※	4.1
	大谷川放水路 大谷川橋	1.2
	大正寺沢川 大谷川放水路合流点	1.0
	駿府公園内堀※	4.0
	駿府公園外堀※	1.4
	辰起川水門	0.7
	秋山川 竜太の橋	0.6
奥駿河湾	安東川 猪之子田橋	0.9
	長尾川 水梨橋	0.5
	継川 継川橋	0.7
	巴川 上土橋	1.6
	巴川 能島橋	0.8
	巴川 渋川橋	0.9
	旧巴川 巴川合流点	3.2
	十二双川	0.5
	吉田川 弥生橋	0.6
	草薙川 巴川合流点	1.6
	四方沢川 第2堀込橋	1.3
	塩田川 鴨田橋	0.7
	和田川 敬水橋	1.6
	山原川 新天王原橋	1.4
	大沢川 大曲橋	1.5
	興津川 和田島橋	0.5
	下山田川河口	6.8
	中河内川 高瀬橋	0.5
	小河内川 和田橋	0.5
	波多打川 バイパス下	0.5
	神明川 庵原川合流点	1.0
	愛染川 ポンプ場横	0.5
	大橋川 大橋川橋	0.9
	浜田川 小橋	0.8
	山切川 雀田橋	0.5
	小池川 樋門	1.9
	向田川 新向田橋	0.8
	神沢川 神沢川橋	0.7
	和瀬川 下流	1.7

※地点は、湖沼等の閉鎖性水域のため COD 値である。

ウ 清流保全に関する調査

安倍川、藁科川及び興津川については、環境基本法に基づき BOD などの環境基準が定められていますが、静岡市清流条例では TOC（全有機炭素）による清流基準を設定しています。調査結果は次のとおりです。(調査結果の詳細は 4-15 ページ参照)

[表 3-29] 静岡市清流条例に関する水質調査結果 (TOC)

単位 : mg/L

河川名	測定地点	年平均値	75%水質値	基準値	適否
安倍川	曙橋	<0.5	<0.5	1 以下	○
	安倍川橋	<0.5	<0.5	—	—
藁科川	牧ヶ谷橋	<0.5	<0.5	1 以下	○
興津川 巴川	八幡橋	<0.5	<0.5	1 以下	○
	浦安橋	<0.5	0.5	—	—
	区境巴川橋	1.6			
丸子川	ぺったん橋	<0.5			

② 海域

ア 県計画海域調査

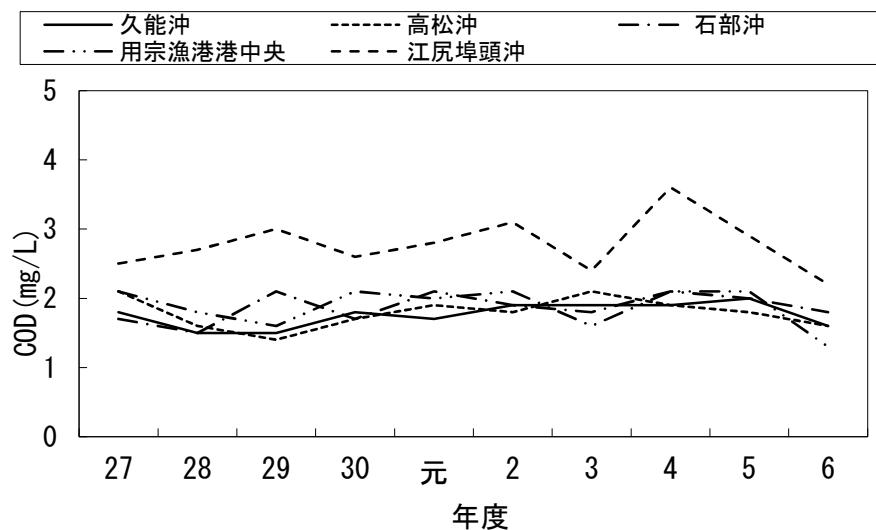
令和 6 年度の調査では、市内の環境基準点全 5 地点で、COD の環境基準を達成しました。(調査結果の詳細は 4-14 ページ参照)

[表 3-30] 県計画海域調査結果 (COD)

単位 : mg/L

水域名	測定地点	年平均値	環境基準類型	75%水質値	環境基準値	適否
西駿河湾	久能沖	1.6	A	1.6	2	○
	高松沖	1.6	A	1.6	2	○
	石部沖	1.8	A	1.8	2	○
	用宗漁港港中央	1.3	B	1.3	3	○
奥駿河湾	江尻埠頭沖	2.0	B	2.2	3	○

[図 3-27] 海域 COD 環境基準 75% 水質値の推移



イ 市計画海域調査

清水港湾内は、外海に比べ生活排水や工場排水の影響を受けやすい傾向にあります。各地点の調査結果は次のとおりです。

[表 3-31] 市計画海域調査結果 (COD)

単位 : mg/L

水域名	測定地点	年平均値
奥駿河湾	防波堤内側	1.7
	東燃沖	1.8
	清水船溜沖	1.9
	日の出埠頭沖	2.1
	巴川沖	2.1
	折戸湾中央	2.3
	貯木場入口	2.8
	巴川河口	2.2
	清水船溜	2.0
	日軽金沖	1.9
	江尻船溜	2.2
	袖師船溜	1.7
	庵原川沖	1.9
	興津川沖	1.6
	防波堤外側	1.6

ウ 水浴場水質調査

水浴場の水質は COD のほか、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無及び透明度について、判定基準に照らし評価した結果、不適と判定された水浴場はありませんでした。

[表 3-32] 水浴場等水質調査結果 (COD)

単位 : mg/L

水域名	測定地点	測定値		水質判定 (※)	
		開設前	開設中	開設前	開設中
西駿河湾	用宗海岸海水浴場	1.2	1.6	適 (AA)	適 (A)
奥駿河湾	三保内浜海水浴場	2.4	2.5	可 (B)	可 (B)
	三保真崎海水浴場	1.8	2.3	適 (A)	可 (B)

※ 水質判定基準は、付-6 ページ参照。

③ 地下水調査

ア 環境モニタリング

地下水汚染の早期発見を目的に、計 4 地点の地下水を調査しました。その結果、環境基準項目の超過はありませんでした。

[表 3-33] 地下水環境モニタリング調査地点及び調査項目

調査地点	調査項目
葵区相俣	健康項目：アルキル水銀及び PCB を除く 26 項目 要監視項目：クロロホルム等 24 項目 その他の pH、亜鉛、銅、クロム
駿河区丸子	
駿河区登呂	
清水区興津中町	

イ 定点モニタリング

過去に地下水汚染のあった地区において汚染の推移を監視する目的で調査を実施しました。調査は地区ごとに代表する汚染井戸と、地下水流の下流方向において汚染の広がりを監視できる地点を対照井戸としました。

[表 3-34] 定点モニタリング調査地点及び調査項目

地区名	区分	調査地点	調査項目 (超過地点数)
駿河区新川	汚染井戸	新川一丁目 (1 地点)	トリクロロエチレン(0)、テトラクロロエチレン(1)
	対照井戸	見瀬 (1 地点)	
葵区古庄	汚染井戸	古庄四丁目 (1 地点)	砒素(1)
	対照井戸	古庄五丁目 (1 地点)	
清水区七ツ新屋	汚染井戸	長崎 (1 地点)、楠新田 (1 地点)	トリクロロエチレン(0)、テトラクロロエチレン(0)
	対照井戸	長崎 (1 地点)	
清水区三保	汚染井戸	三保 (1 地点)	トリクロロエチレン(1) テトラクロロエチレン(1) 四塩化炭素(0)
	対照井戸	三保 (2 地点)	

(ア) 駿河区新川地区

昭和 63 年に水質汚濁防止法に規定する特定事業場からのテトラクロロエチレンの地下浸透と推定される地下水汚染が確認されました。汚染除去対策として、事業者による汚染土壤の掘削、土壤ガスの吸引及び地下水揚水浄化対策が実施されました。

令和 6 年度は、汚染井戸 1 地点においてテトラクロロエチレンの基準超過がみられましたが、対照井戸 1 地点は基準内でした。

(イ) 葵区古庄地区

平成 8 年度に砒素による地下水汚染が確認されました。平成 9 年度及び 10 年度の 2 か年で汚染原因究明調査を実施し、汚染原因是「自然的要因と思われる」との判断に至りました。

令和 6 年度は、汚染井戸 1 地点において砒素の基準超過がみられましたが、対照井戸 1 地点は基準内でした。

(ウ) 清水区七ツ新屋地区

平成元年から 3 か年で行った市内全域の概況調査により、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認されました。

令和 6 年度は、汚染井戸 2 地点及び対照井戸 1 地点はいずれも基準内でした。

(エ) 清水区三保地区

平成 10 年度に水質汚濁防止法の特定事業場及びその周辺で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素による地下水汚染が確認されました。

令和 6 年度は、汚染井戸 1 地点でトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの基準超過がみられました。対照井戸 2 地点はいずれも基準内でした。

ウ 汚染追跡調査

定点モニタリングに加え、汚染地区における汚染の推移を監視する目的で地下水調査を実施しました。令和 6 年度は合計 21 地点の井戸を調査し、一部で環境基準を超過しました。環境基準の超過地点数については、駿河区新川地区で 2 地点、清水区七ツ新屋地区で 1 地点、清水区三保地区で 1 地点でした。

[表 3-35] 地下水汚染地区調査地点及び調査項目

地区名	調査地点	調査項目（超過地点数）
駿河区新川	新川一丁目、新川二丁目、宮本町、見瀬、馬渕三丁目、馬渕四丁目（12地点）	トリクロロエチレン(0)、テトラクロロエチレン(2)
清水区七ツ新屋	楠新田、長崎南町、草薙一里山、中之郷（8地点）	トリクロロエチレン(0)、テトラクロロエチレン(1)
清水区三保	三保（1地点）	トリクロロエチレン(0)、四塩化炭素(1)、テトラクロロエチレン(0)

④ ダイオキシン類調査

ダイオキシン類による汚染の状況を把握するため河川水質、河川底質、海域水質、海域底質、地下水及び土壤について調査しました。その結果、全ての地点で環境基準を達成したほか、ほとんどの地点で環境省の調査による全国平均値よりも低い値を示しました。

[表 3-36] ダイオキシン類調査結果

《河川水質》

単位 : pg-TEQ/L

水域名	河川名	測定地点	毒性等量	平均値	全国検出範囲(※)	全国平均値(※)	環境基準値
静岡	浜川	浜川新橋	0.029	0.054	0.0012～2.3	0.20	1以下
	丸子川	ぺったん橋	0.023				
	小坂川	150号新小坂川橋	0.034				
奥駿河湾	巴川	区境巴川橋	0.17				
		港橋	0.058				
	庵原川	庵原川橋	0.041				
	興津川	浦安橋	0.023				

※ 全国検出範囲、全国平均値については令和4年度のデータ。

《海域水質》

単位 : pg-TEQ/L

水域名	測定地点	毒性等量	平均値	全国検出範囲(※)	全国平均(※)	環境基準
西駿河湾	高松沖	0.023	0.025	0.013～0.54	0.070	1以下
	江尻埠頭沖	0.026				

※ 全国検出範囲、全国平均値については令和4年度のデータ。

『河川底質』

単位 : pg-TEQ/g

水域名	河川名	測定地点	毒性等量	平均値	全国検出範囲(※)	全国平均(※)	環境基準
静岡	浜川	浜川新橋	8.8	2.7	0.033 ~470	5.5	150以下
	丸子川	ペったん橋	0.53				
	小坂川	150号新小坂川橋	2.4				
奥駿河湾	巴川	区境巴川橋	0.58				
		港橋	4.6				
	庵原川	庵原川橋	1.6				
	興津川	浦安橋	0.084				

※ 浜川 浜川新橋が全国調査結果の平均値より高い値であった

※ 全国検出範囲、全国平均値については令和4年度のデータ。

『海域底質』

単位 : pg-TEQ/g

水域名	測定地点	毒性等量	平均値	全国検出範囲(※)	全国平均(※)	環境基準
西駿河湾	高松沖	0.34	3.1	0.069 ~84	8.4	150以下
奥駿河湾	江尻埠頭沖	5.8				

※ 全国検出範囲、全国平均値については令和4年度のデータ。

『地下水』

単位 : pg-TEQ/L

測定地点	毒性等量	平均値	全国検出範囲(※)	全国平均(※)	環境基準
駿河区国吉田	0.023	0.029	0.00018 ~0.56	0.045	1以下
駿河区丸子	0.022				
葵区西ヶ谷	0.024				
葵区俵沢	0.047				

※ 葵区俵沢が全国調査結果の平均値より高い値であった

※ 全国検出範囲、全国平均値については令和4年度のデータ。

『土壤』

単位 : pg-TEQ/g

測定地点	毒性等量	平均値	全国検出範囲(※)	全国平均(※)	環境基準
静岡市立東新田こども園	0.19	2.4	0 ~67	1.6	1,000 以下
静岡市立東豊田こども園	0.069				
静岡市立高部こども園	0.089				
静岡市立小島こども園	9.1				

※ 静岡市立小島こども園が全国調査結果の平均値より高い値であった

※ 全国検出範囲、全国平均値については令和4年度のデータ。

3 騒音・振動の状況

(1) 騒音・振動の状況

騒音・振動の公害問題は、これまで住宅・工場の混在が主な原因でしたが、近年は住環境の過密化、生活様式の多様化、地域コミュニケーションの希薄化、高齢化や核家族化、個人の権利意識の高まり等により、従来の製造業を中心とした産業型から建設業、サービス業、開放型事業所、近隣生活騒音等の都市生活型へ推移しています。

騒音問題の原因(発生源)は、製造業等の工場、解体建設工事、カラオケ等の深夜営業、自動車交通騒音、一般家庭からの生活騒音等、広範多岐にわたっています。また、振動問題は、騒音問題の同一の原因(発生源)から発生する場合が多くあります。

これら騒音・振動問題は「苦情」として市に連絡があり、市は、当該地域の環境基準や規制基準等を参考にして、発生源側に対する指導・要請や相互の話し合い等コミュニケーションの円滑化により解決を図っています。しかし、当事者間の感情的な対立などにより、解決に難航している事例もあります。

(2) 騒音・振動調査の概要

市内の騒音及び振動の状況を把握するため、各種測定調査を実施しました。

[表 3-37] 騒音・振動調査の概要

調査	調査地点数	調査項目	調査時間	結果概要
環境騒音（一般地域：道路に面する地域以外）	10 地点	L_{Aeq} 等	24 時間／地点	環境基準適合率： 昼 100%、 夜 90%
自動車騒音面的評価 (道路に面する地域)	対象：62,460 戸	L_{Aeq} 等	24 時間／地点	環境基準適合率： 昼夜 98.4%
道路交通振動	6 地点	L_{10} 等	24 時間／地点	要請限度適合率： 100%
新幹線鉄道騒音	11 か所 22 地点	$L_{A, Smax}$ 等	20 本／地点	環境基準適合率： 77.3%
航空機騒音	1 か所 1 地点	L_{den} 等	7 日間／地点	表 3-42 のとおり

① 環境騒音調査（一般地域：道路に面する地域以外）

市内 10 地点で 24 時間観測を行いました。その結果、環境基準適合状況は、住居系の地域では昼 100%、夜 85.7%、商工業系の地域においては昼 100%、夜 100%でした。また、昼夜とも環境基準に適合したのは、全地点中 9 点で、達成率は 90.0%でした。（詳細は 4-16 ページ参照）

[表 3-38] 用途地域別環境基準適合状況（一般地域：道路に面する地域以外）

地域類型	都市計画法上の用途地域	測定 地点 数	環境基準適合状況			
			適合地点数		適合率 (%)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
A	第 1 種中高層住居専用地域	3	3	3	100	100
	第 2 種中高層住居専用地域	2	2	1	100	50
B	第 1 種住居地域	1	1	1	100	100
	第 2 種住居地域	1	1	1	100	100
住居系地域計		7	7	6	100	85.7
C	準工業地域	3	3	3	100	100
商工業系地域計		3	3	3	100	100
合計		10	10	9	100	90

② 自動車騒音面的評価（道路に面する地域）

自動車騒音面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、代表する地点で 24 時間の騒音測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から 50m の範囲内にある全ての住居等における等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。

調査の結果、昼間・夜間とも環境基準に適合したのは、全対象住戸のうち 98.4% でした。

[表3-39] 面的評価結果（全体）

項目	戸数(戸)					割合(%)			
	計	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
全体	62,460	61,475	211	280	494	98.4	0.3	0.4	0.8
近接空間 ^注	26,566	25,946	75	254	291	97.7	0.3	1.0	1.1
非近接空間 ^注	35,894	35,529	136	26	203	99.0	0.4	0.1	0.6

注) 近接空間とは、「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環告第64号）」における「幹線交通を担う道路に近接する空間」であり、以下の区分に応じ道路端からの距離により特定される範囲である。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

③ 道路交通振動

道路交通振動には環境基準の設定がなく、道路管理者等への要請限度のみが設定されています。6路線6地点で道路交通振動調査を行いました。

全測定地点で要請限度を下回っていました。

[表3-40] 道路交通振動測定結果

単位：dB

No	路線名	測定場所	区域区分	車線数	測定月日	振動レベル L_{10} (測定値80%レンジ の上端値)			
						昼間	要請 限度	夜 間	要請 限度
1	市道 丸子新田広野三 丁目線	駿河区東新田 三丁目 24-22	第二種住居 地域	2	2024/10/2 ～10/3	43	70	34	65
2	市道 宮前大谷線	駿河区小鹿 73-1	第二種中高層 住居専用地域	2	2024/10/2 ～10/3	42	70	<30	65
3	市道 丸子新田広野三 丁目線	駿河区東新田 五丁目 21-37	第二種住居 地域	2	2024/10/2 ～10/3	38	70	30	65
4	市道 留出東樹形向線	清水区蒲原東 217	準工業地域	4	2024/10/2 ～10/3	37	70	<30	65
5	市道 八坂町大田切線	清水区八坂北 二丁目 9-8	第一種中高層 住居専用地域	4	2024/10/2 ～10/3	40	70	30	65
6	市道 草薙団地2号線	清水区草薙 399-167	第一種低層住 居専用地域	2	2024/10/2 ～10/3	<30	65	<30	60

注：表中<30は30dB未満であったことを表す。

④ 新幹線鉄道騒音

11か所22地点で1地点につき20本の新幹線鉄道騒音を測定しました。環境基準に適合したのは17地点（77.3%）でした。

[表 3-41] 新幹線鉄道騒音の環境基準適合状況

単位 : dB

No	測定場所	上下位置	騒音					
			地域類型	環境基準	25m地点		50m地点	
					測定値	適否	測定値	適否
1	駿河区石部	下	I	70dB	71	×	66	○
2	駿河区鎌田	上	I	70dB	72	×	66	○
3	駿河区曲金一丁目	下	I	70dB	69	○	63	○
4	駿河区栗原	上	II	75dB	72	○	67	○
5	清水区中之郷二丁目	下	I	70dB	69	○	68	○
6	清水区長崎南町	上	I	70dB	72	×	67	○
7	清水区渋川一丁目	下	II	75dB	73	○	68	○
8	清水区袖師町	下	I	70dB	70	○	64	○
9	清水区横砂	上	I	70dB	71	×	71	×
10	清水区谷津町一丁目	下	I	70dB	69	○	64	○
11	清水区由比阿僧	下	I	70dB	70	○	67	○

・騒音の測定値は $L_{A,Smax}$ (最大騒音レベル) の上位半数のもののパワー平均。

・測定日 2024/11/8～2024/11/12、2024/12/17～2024/12/19

⑤ 航空機騒音

本市には環境基準の適用されている空港・飛行場はありませんが、状況把握の為に測定調査を行いました。

[表 3-42] 航空機騒音の環境基準適合状況

単位 : dB

No	測定対象	測定場所	測定期間	評価値 (L_{den})
1	静岡ヘリポート	葵区薬師 11-22 付近 (最寄の民家近傍)	2025/2/1、3～8 の 7 日間	46

※ 評価値は、 L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)。参考: 環境基準(類型 II) $L_{den}=62$ dB 以下

4 公害苦情の状況

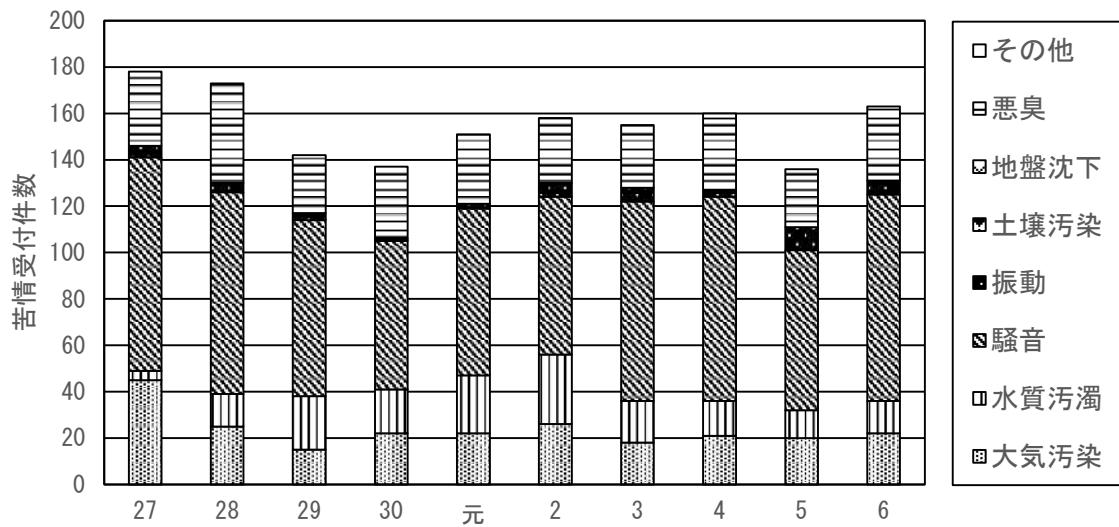
(1) 公害苦情の発生状況

令和6年度は次のとおりで、総数は163件で前年度から27件増加しました。公害苦情を種類別に見ると、騒音が89件（総数の54.6%）と最も多く、次いで悪臭32件（同19.6%）でした。

[表3-43] 年度別公害苦情受付件数

年度 種類	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
大気汚染	45	25	15	22	22	26	18	21	20	22
水質汚濁	4	14	23	19	25	30	18	15	12	14
騒音	92	87	76	64	72	68	86	88	69	89
振動	5	4	3	1	2	6	6	3	10	6
土壤汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	32	43	25	31	30	28	27	33	25	32
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	178	173	142	137	151	158	155	160	136	163

[図3-28] 年度別公害苦情受付件数推移



(2) 発生源別公害苦情受付件数

苦情受付件数を発生源別にみると、建設業が44件と最も多く、次いで、製造業が41件となっています。

[表 3-44] 発生源別公害苦情受付件数

発生源 \ 種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壤汚染	計	比率%
農業	0	0	0	0	2	0	2	1.2
林業	0	0	0	0	0	0	0	0.0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0.0
鉱業	0	0	1	0	0	0	1	0.6
建設業	8	0	29	3	4	0	44	27.0
製造業	8	4	16	0	13	0	41	25.2
電気・ガス・水道	0	0	1	0	0	0	1	0.6
運輸・通信業	0	0	5	1	1	0	7	4.3
卸売・小売業・飲食店	0	0	12	1	4	0	17	10.4
サービス業	1	1	5	0	4	0	11	6.7
公務	0	0	0	0	0	0	0	0.0
家庭生活	0	0	0	0	0	0	0	0.0
事務所	0	0	0	0	0	0	0	0.0
道路	0	0	0	0	0	0	0	0.0
空地	0	0	0	0	0	0	0	0.0
公園	0	0	0	0	0	0	0	0.0
神社・寺院等	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	1	0	8	0	1	0	10	6.1
不明	4	9	12	1	3	0	29	17.8
総数	22	14	89	6	32	0	163	100

※比率：端数を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(3) 用途地域別公害苦情受付件数

公害苦情件数を用途地域別にみると、住居系地域が最多で 59 件（総数の 36.2%）寄せられ、次いで準工業地域が 35 件（同 21.5%）となっています。これらの苦情は、中小事業所からの機械音や作業音、事業所の排気口からの悪臭が中心であり、公害苦情発生の一因が住宅・工場の混在にあることを示しています。

[表 3-45] 用途地域別公害苦情受付件数

発生源 \ 種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壤汚染	計	比率%
都市計画区域内	21	10	88	6	32	0	157	96.3
住居系地域	8	6	33	2	10	0	59	36.2
近隣商業地域	0	0	6	2	1	0	9	5.5
商業地域	0	0	12	1	4	0	17	10.4
準工業地域	3	1	23	1	7	0	35	21.5
工業地域	5	2	6	0	5	0	18	11.0
工業専用地域	0	0	2	0	0	0	2	1.2
調整地域等	5	1	6	0	5	0	17	10.4
都市計画区域外	1	0	0	0	0	0	1	0.6
不明	0	4	1	0	0	0	5	3.1
総数	22	14	89	6	32	0	163	100

※比率：端数を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

5 地下水の状況

地下水は、四季を通じて水温の変化が少なく良質です。また、利用しやすくコストも低いことから、昔からいろいろな用途に利用されています。地下水は川の水や雨が長い年月をかけて地下に溜まった、限りある貴重な自然資源です。無計画、無秩序に汲み上げると地下水位が低下して地盤が沈下したり、海水の進入により塩水化を起こしたりします。

本市においても地下水の塩水化等が危惧されたため、昭和 51 年に静清地域（旧静岡市、旧清水市）において静清地域地下水利用対策協議会が、昭和 55 年には旧富士川町と旧蒲原町の地域において富士川右岸地域地下水利用対策協議会が設立されました。両協議会では地下水位や塩水化等の調査を行うとともに、静清地域は昭和 55 年より静岡県地下水の採取に関する条例による規制が行われています。また、富士川右岸地域は自主規制により指導を行ってきましたが、平成 21 年 4 月に県条例の指定を受け、さらに隣接する岳南地域地下水利用対策協議会へ編入し、地下水の保全を図っています。

(1) 静清地域

① 地下水の利用状況

静清地域における地下水の利用状況を見ると、令和 6 年は、1 日当たり約 22.0 万 m³ の地下水が利用されており、用途別では生活用が約 11.9 万 m³で、全体の約 54% を占めており、次いで工業用が約 6.2 万 m³で約 28%、農業用が約 1.4 万 m³で約 6 % となっています。

[表 3-46] 地下水の利用状況

（令和 6 年 単位：m³/日）

生活用	農業用	養魚用	工業用	建物用	その他用	計
119,184	14,039	3,248	62,188	4,858	16,222	219,739

② 地下水位の状況

「地下水位」とは、地下水面と地表面等一定基準との距離を言います。地下水位の観測は、地下水に関する情報のなかで最も精度の高い測定値を得ることができます。地下水保全対策上の基礎調査活動となっています。これにより、地下水の流動方向や勾配、地下水水量の変動、降水量や河川からの供給の把握、揚水や涵養による影響、帶水層の水理学的特性等のデータが得られます。

本地域の地下水位は、安倍川水系では夏に高く冬に低い自然型、日本平水系、巴川水系では夏に低く冬に高い揚水型を示し、興津川水系では季節による変動はあまりみられません。

本地域では、16か所の観測井で、自動水位計による24時間連続観測又は週1回の手観測による地下水位観測調査を実施しています。

令和6年の調査結果では、地下水位に大きな変動は見られず安定しています。(調査結果の詳細は4-17~22ページ参照)

[表3-47] 観測井の設置位置

No.	所在地	設置年月	標高(m)	管頭標高(m)	井戸深度(m)	ストレーナー位置(m)
1	葵区南安倍二丁目	S31.2	17.25	17.55	80	16.5~22
2	葵区松富三丁目	S48.3	55.43	55.73	100	21~37
3	駿河区みずほ三丁目	"	8.28	8.58	150	101~117
4	駿河区中村町	"	8.16	11.26	200	157~174
5	駿河区栗原	"	13.14	13.44	100	40~57
6	葵区足久保口組	H1.3	79.13	80.16	50	34~45
7	葵区美川町	"	35.10	36.13	150	26~32、48~53、70~75
8	葵区飯間	"	48.38	49.73	25	8~19
9	葵区下	H5.12	66.75	67.25	50	27.5~35.5
10	駿河区豊田一丁目	H7.4	11.41	11.91	140	116~124
11	葵区千代田三丁目	H8.4	13.01	13.51	50	22~26、34~38
12	清水区楠	R4.3	7.9	8.09	138	88~104
13	清水区宮代町	H8.4	4.91	6.21	45	23~45
14	清水区八木間町	不明	7.20	7.50	8	不明
15	清水区興津中町	H7.4	3.86	4.36	40	28~36
16	清水区三保	R2.3	2.10	2.30	3.45	不明

③ 塩水化の状況

臨海地帯においては、多量の水の汲み上げにより地下水水量が乏しくなると、海水圧が地下水圧を上回ることになり、透水層をとおして海水が進入し、淡水地下水が塩水化する現象があります。

静岡県では、厚生労働省が「水質基準に関する省令」で、塩素イオン濃度200mg/L以下を水道水として供給できる基準としているため、これを根拠に、恒常に地下水の塩素イオン濃度が200mg/Lを超える場合を塩水化としています。

本地域では、市内36か所の調査井において年4回(4月、7月、10月、1月)塩水化調査を実施しています。

ア 静岡地域

現在静岡区域の久能海岸沿いでは、以前問題とされていた塩水化現象はみられていません。平成22年から塩素イオン濃度が年々上昇していましたが、平成25年をピー

クに減少に転じており、現在は安定しています。この地区の特産物であるイチゴや葉ネギ、葉ショウガの栽培に影響を与える数値ではありませんが、原因は不明であり、今後も十分な監視が必要です。

[表3-48] 塩水化調査表（静岡地域）

位置番号	井戸所在地	井戸深度 (m)	(塩素イオン濃度 単位: mg/L)													
			平成31年 令和1年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年			
			年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	1月	4月	7月	10月
2	駿河区西平松	7	20	20	20	17	19	20	18	17	18	18				
3	駿河区西平松	7.5	34	19	27	23	24	29	22	15	10	19				
4	駿河区西平松	7.5	19	15	35	25	100	17	18	10	8.2	13				
5	駿河区西平松	5	30	17	28	18	17	18	15	11	10	14				
7	駿河区中平松	8	25	16	16	15	13	15	7.8	6.4	9.5	10				
8	駿河区中平松	8	25	24	22	20	22	22	21	35	22	25				
9	駿河区中平松	8	28	23	22	21	22	22	22	20	18	21				
10	駿河区中平松	8	26	26	23	23	23	22	22	23	23	23				
11	駿河区青沢	30	20	18	17	17	17	16	15	14	12	14				
12	駿河区青沢	5	21	18	17	15	16	17	17	12	12	15				
13	駿河区青沢	31	17	17	15	14	14	13	14	15	12	14				
16	駿河区古宿	12	15	13	11	11	11	13	11	9.4	9.0	11				
17	駿河区安居	8	15	14	12	11	12	13	12	11	9.4	11				
21	駿河区根古屋	10	20	18	16	15	14	14	13	11	9.8	12				
平均			22	18	20	18	23	18	16	15	13	16				

イ 清水地域

清水地域の浅層では、かつて三保半島全域と興津川河口の一部で基準値を大幅に超える数値を記録しましたが、現在では塩水化現象は見られません。しかし、平成26年以降、清水区駒越東町の井戸で塩素イオン濃度が100mg/Lを超え、令和6年も年平均110mg/Lであり、依然として高い数値を示しているため今後も注意が必要です。大きな河川がなく海に挟まれた清水区三保地域は、限られた狭い地域に降る雨が唯一の地下水の補給源であるため、地下水涵養量に見合った利用を行わないと塩水化を助長する恐れがあります。

また、深層では、巴川を中心とした清水区天王西、清水区宮代町で塩素イオン濃度が高くなっていますが、これは今から6,000年前の縄文時代には、巴川に沿って清水港から麻機地区まで海が入り込んでいたため、その地域の地下水位が低下すると海水が流入したためと考えられています。宮代町においては、令和6年も7,400mg/L程度と濃度が高い状態で推移しており、今後も引き続き十分な監視が必要です。

[表3-49] 塩水化調査表（清水地域）

位置 番号	井戸所在地	井戸深度 (m)	(塩素イオン濃度 単位: mg/L)										
			平成31年 令和1年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		
			年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	1月	4月	7月	10月	年平均
79	清水区宮加三	4	8.6	7.0	7.1	6.1	6.1	6.1	6.4	6.2	4.7	5.0	5.6
72	清水区駒越東町	6	140	170	180	160	140	130	130	93	67	110	
73	清水区駒越中一丁目	9	20	18	16	16	13	10	12	8.9	24	14	
74	清水区駒越西一丁目	11	46	27	43	49	17	13	13	13	11	13	
76	清水区入江南町	4	9.1	6.6	7.8	6.9	6.1	6.3	4.3	3.0	3.5	4.3	
49	清水区南岡町	2	4.8	3.5	4.1	4.6	4.6	3.0	2.8	1.1	2.4	2.3	
56	清水区鳥坂	5	7.1	5.9	6.4	7.1	6.6	6.8	6.6	5.2	5.4	6.0	
57	清水区鳥坂	8	6.8	5.8	6.2	11	14	6.1	6.5	6.0	5.4	6.0	
59	清水区折戸五丁目	11	12	7.9	7.4	7.6	6.7	6.6	7.2	4.3	3.4	5.4	
68	清水区三保	-	8.5	11	4.5	3.8	3.3	-	-	3.4	1.4	2.4	
71	清水区入江岡町	3.2	5.0	3.6	4.7	3.9	4.4	3.5	3.2	3.0	2.6	3.1	
78	清水区三保	-	120	43	32	23	13	19	36	10	3.1	17	
81	清水区三保	3	16	14	20	16	23	35	12	7.0	5.0	15	
82	清水区折戸五丁目	12	-	-	9.5	10.6	8.5	7.4	7.6	4.7	3.4	5.8	
平均			31	25	25	23	19	19	19	12	10	15	

位置 番号	井戸所在地	井戸深度 (m)	(塩素イオン濃度 単位: mg/L)									
			平成31年 令和1年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
			年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	2月	4月	7月	10月
28	清水区天王西	60	370	360	360	340	350	340	330	370	310	340
80	清水区袖師町	50	11	9.5	10	13	18	20	12	20	9.9	15
30	清水区興津中町	30	15	14	14	13	12	11	11	11	11	11
31	清水区興津中町	70	5.7	5.9	5.6	6.4	6.3	6.9	7.2	6.8	6.4	6.8
32	清水区興津中町	45	5.7	5.3	5.2	5.5	5.7	6.4	5.8	5.3	5.3	5.7
54	清水区長崎	40	9.1	9.2	13	8.6	8.6	8.3	8.5	8.6	8.8	8.6
60	清水区興津中町	40	9.4	9.6	7.3	7.4	8.4	7.5	7.5	7.4	7.7	7.5
61	清水区宮代町	45	7,200	7,200	7,200	7,300	7,500	7,500	7,300	7,200	7,400	7,400
平均			950	950	950	960	990	990	960	950	970	970

④ 自噴帶湧水量の状況

「自噴」とは、被圧された地下水がさく井によって地表面以上に湧出する現象をいい

「自噴帶」とは、ある地帯における被圧地下水の静水圧が地表面より高い位置にある地帯を言います。

本地域には古くから自噴井が多数あり、毎月1回、11か所の調査地点で、手観測により一定量の水を容器に受けてその所要時間を測定し、それをもとに1日当たりの湧水量を算出しています。

令和6年の調査結果では、下表の11か所の調査井のうち、前年に比べ、4か所で湧水量が減少しましたが、ほとんどの井戸で大きな変動はありません。地下水位の結果と概ね

一致しており、水位が下がると自噴量も減少します。(調査結果の詳細は4-23、24ページ参照)

[表3-50] 調査地域

位置番号	調査地点	標高(m)	自噴帯名	調査開始年月
①	駿河区西脇	5.0	中島自噴帯	昭和49年1月
②	駿河区西脇	4.5	"	昭和55年9月
③	駿河区西脇	3.6	"	昭和49年1月
④	駿河区西島	3.6	"	昭和53年12月
⑤	葵区大岩三丁目	12.6	安東自噴帯	昭和51年12月
⑥	葵区大岩三丁目	12.2	"	平成元年4月
⑦	葵区北安東五丁目	11.8	"	昭和51年12月
⑧	葵区瀬名中央三丁目	11.5	瀬名・鳥坂自噴帯	平成6年4月
⑨	葵区瀬名川三丁目	7.3	"	昭和54年5月
⑩	清水区長崎	4.9	"	昭和58年6月
⑪	駿河区下川原六丁目	4.9	用宗自噴帯	昭和49年1月

(2) 岳南地域(蒲原地域分抜粋)

① 地下水の利用状況

岳南地域のうち、蒲原地域の地下水の利用状況を見ると、1日当たり約9,900m³の地下水が生活用(上水道)と工業用に利用されており、用途別には、生活用が約5,400m³で全体の約55%、工業用が約4,500m³で約45%となっています。

[表3-51] 地下水の利用状況

(令和6年 単位:m³/日)

生活用	農業用	養魚用	工業用	建物用	その他用	計
5,350	0	0	4,505	0	0	9,855

② 地下水位の状況

本地域では、自動水位計による24時間連続観測又は週1回の手観測による地下水位観測調査を実施しています。

令和6年の地下水位の年間平均値は、令和5年と比較すると調査井戸7地点のうち、全地点で水位の上昇が記録されました。(調査結果の詳細は4-25~28ページ参照)

[表3-52] 観測井の設置位置

井戸番号	井戸所在地	井戸枠標高(m)	口径(mm)	深度(m)	ストレーナーの位置(m)
111	清水区蒲原	13.30	350	100	41.5~88.0
112	清水区蒲原	8.08	350	100	49.5~95.6
113	清水区蒲原	11.70	350	100	26.3~88.3
114	清水区蒲原	10.90	300	100	21.1~75.1
142	清水区蒲原	13.13	350	100	0~45.0
190	清水区蒲原	10.46	200	65	不明
191	清水区蒲原新栄	10.00	300	70	不明

③ 塩水化の状況

本地域では、年4回（2月、5月、8月及び11月）に各調査井戸から井戸水を採水し、塩素イオン濃度の測定を行っています。富士川右岸地域の塩水化（塩素イオン濃度が200mg/L以上）は、井戸深度20m以深の深層で見られ、その範囲は小池川が富士川に合流する付近（清水区蒲原）から富士川右岸の堤防沿いを舌状に富士市（旧富士川町）中之郷のJR新幹線北側付近まで及んでいたことがありました。

令和6年の観測結果では、塩素イオン濃度が200mg/L以上を記録している井戸は深層・浅層ともなく、全体的に塩水化は落ち着いている状況にあると考えられます。

[表3-53] 塩水化調査表

(20m以浅)

塩素イオン濃度 単位: mg/L

井戸番号	井戸所在地	井戸深度	令和6年				
			2月	5月	8月	11月	平均
44	清水区蒲原	9	13	13	12	12	13
45	清水区蒲原	7.8	13	13	14	12	13
47	清水区蒲原	10	13	13	13	10	12
51	清水区蒲原	9	20	27	19	11	19
52	清水区蒲原	10	10	-	9	9	9

(20m以深)

塩素イオン濃度 単位: mg/L

井戸番号	井戸所在地	井戸深度	令和6年				
			2月	5月	8月	11月	平均
16	清水区蒲原	100	13	13	14	13	13
18	清水区蒲原	100	10	10	9	9	10
21	清水区蒲原	100	16	22	24	13	19
22	清水区蒲原	100	49	24	25	58	39
23	清水区蒲原	90	12	23	23	10	17